

資料 2-1

令和7年11月地域協議会
復興企画部危機管理課 資料

パブリックコメント手続について

1 実施概要

(1)公表する資料

南相馬市消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例(素案)等について

(2)意見の提出方法

- ①意見提出の書式は自由です。住所、氏名、電話番号を明記してください。
- ②提出は窓口へ持参するか郵送またはFAX、電子メール、市ホームページの入力フォームなどで提出してください。

(3)意見等の提出期限・公表期間

令和7年12月1日(月)～12月20日(土)

(4)公表場所

危機管理課、市民課総合案内窓口、小高区市民総合サービス課、鹿島区市民総合サービス課、各生涯学習センター、市民情報交流センター、市ホームページ

(5)提出・問合せ先

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地

復興企画部 危機管理課(西庁舎2階)

TEL 0244-24-5232 FAX 0244-23-2511

電子メール kikikanri@city.minamisoma.lg.jp

2 今後のスケジュールについて

| No | 日 付 | 項 目 |
|----|------------------------------------|--------------|
| 1 | 令和7年11月18日(火) | 小高区地域協議会 |
| 2 | 令和7年11月19日(水) | 原町区地域協議会 |
| 3 | 令和7年11月21日(金) | 鹿島区地域協議会 |
| 4 | 令和7年12月1日(月) ～ 令和7年12月20日(土) | パブリックコメント手続き |
| 5 | 令和8年1月8日(木) 令和8年1月9日(金) | 企画調整会議 |
| 6 | 令和8年1月26日(月) 令和8年1月27日(火) | 庁議 |

南相馬市消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例（素案）等について パブリックコメント手続を実施する件（概要）

1 現状と課題

本市では、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、南相馬市消防団設置等に関する条例（以下「条例」という。）及び南相馬市消防団の組織等に関する規則（以下「規則」という。）を制定し、南相馬市消防団（以下「消防団」という。）の設置ほか、消防団に関し必要な事項を定め、消防防災活動等に取り組んでいる。

近年においては、局地的な豪雨や大型台風等による風水害が激甚化・頻発化し、地震も各地で発生しており、消防団には地域防災の要としての役割が期待されていることから、消防団の充実強化を推進してきた。

一方で、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故による年少人口と生産年齢人口の急激な減少に加え、更なる少子高齢化の進展による影響等もあり、消防団員の減少傾向が続いている。消防団では、概ね行政区単位等で組織する部について、団員のなり手不足や東日本大震災等に伴う避難などで活動が困難となった場合、近隣と統合し、管轄地域の広域化と地域間連携の強化等を行いながら対応しているが、将来にわたり消防団が地域防災力を発揮できる体制の構築が課題となっている。

このような現状と課題を踏まえ、「活動しやすい体制づくり」、「消防防災力の維持・向上」、「団員の確保」を対応策の柱に、次のような取組を行っていく必要がある。

【対応策の柱と主な取組】

| I. 活動しやすい 体制づくり | II. 消防防災力の 維持・向上 | III. 団員の確保 |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○分団・部の統合 ○区域間応援体制の強化 ○行事の簡素化・短縮化 (団員負担の軽減) ○情報通信技術の活用 | <ul style="list-style-type: none"> ○幹部体制の見直し (意思決定の迅速化等) ○本団機能の強化 ○機能別団員の活性化 | <ul style="list-style-type: none"> ○団員負担の軽減 ○職域消防団などの 制度導入検討 ○SNSや消防団広報誌の活用 ○地域や事業所との連携 |

2 事業目的

上記「1 現状と課題」、消防団からの意見及び「持続可能な消防団組織の構築に関する報告書（南相馬市消防団組織等検討委員会（令和 7 年 7 月））」を踏まえ、新たな時代に対応した持続可能な消防団体制を構築するため、条例及び規則について必要な改正を行うもの。

3 条例に関する一部改正（概要）

（1）入団に関する任命権者の明確化【条例第4条関係】

入団に関しては、消防組織法第22条の規定に基づき任命を行ってきたが、任命権者の明確化を図るため、以下「二重下線箇所」を追加する。

条例（抜粋）

（消防団員）

第4条 消防団に消防団長、副消防団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員（以下「消防団員」という。）を置く。

2 機能別団員は、特定の活動にのみ参加する団員とする。

3 消防団員は、本市に居住し、又は勤務する年齢満18歳以上の者でなければならない。

4 消防団員の階級及び職名は、別表第1のとおりとする。

5 消防団長は、消防団の推薦に基づき市長が任命し、消防団長以外の消防団員は、分団長の推薦に基づき市長の承認を得て消防団長が任命する。

消防組織法（抜粋）

（消防団員の任命）

第22条 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

（2）定員の見直し【条例第4条、第5条関係】

本市消防団の定員は1,356人で、合併前の3市町の定員合計を引き継いでいるが、団員数（令和7年：834人）と乖離が生じている。

これは、東日本大震災や少子高齢化の影響等により、本市の人口や地域ごとの居住実態が合併以前と比較して大きく変化していることが影響していると考えられる。本市の現状に則した、余裕をもって火災対応や災害対応が行える適正な定員へ、次のとおり見直しを行う。

| 改正後 | 改正前 | 比較増減 |
|--------|--|-------|
| 1,075人 | 1,356人 【参考】合併前の定員 小高町 360人 鹿島町 405人 原町市 591人 | △281人 |

【算定根拠】

①災害対応能力からの算定

東日本大震災の際と同等の災害対応能力を維持することを目標とする。大震災における本市の最大出動数は、平成23年3月12日における645人であった。消防庁の「東日本大震災における消防団員の活動等に関する調査結果」(平成23年11月25日)によると、大震災の発生直後に活動できた団員は61%であったことから、大規模災害時の平均的な出動率として6割を見込む。

| |
|--------------------------------|
| 最大出動数 645人 ÷ 出動率6割 = 定員 1,075人 |
|--------------------------------|

なお、近年の大規模災害における出動実績は下表のとおり。

| 項目 | 出動団員数 |
|-----------------------|--------|
| 令和元年東日本台風等 10/12 | 419人 |
| 令和元年東日本台風等 10/13 | 385人 |
| 令和元年東日本台風等 10/25 (大雨) | 392人 |
| 令和元年東日本台風等 10/26 (大雨) | 298人 |
| 令和4年福島県沖地震 | 175人 |
| 令和5年台風第13号 | 134人 |
| 平均 | 300.5人 |

②火災対応能力からの必要人数

車両等を運用し、周囲の安全等も確認しながら消火活動を行うために必要な団員数について、小型ポンプ積載車は1台当たり4人、より大型であるタンク車・ポンプ車は1台当たり5人である。交代等を考慮すると、それぞれ3組以上の人員が確保できることが望ましい。これにより、余裕をもって火災対応を行える人数は783人である。

③災害対応能力の上乗せ

大規模災害時には更なる人数の確保が望ましいことから、上記①の人数1,075人との差分292人は、災害対応・後方支援等の役割を担う機能別団員数として人員確保を目指すものとする。

●上記①～③の視点を踏まえ、定員を次のとおり算定した。

| 項目 | 人数 |
|--------------------|--------------------------|
| 小型ポンプ積載車運用に要する団員数 | 54台×4人×3組= 648人 |
| タンク車・ポンプ車運用に要する団員数 | 9台×5人×3組= 135人 |
| 小計（正規団員数） | 783人 |
| 機能別団員の数 | 大規模災害時対応等に要する人数（前述） 292人 |
| 総計 | 1,075人 |

【参考】

❖他市の条例等改正状況

県内の概ねの市において、下表のとおり消防団員の定員の見直しを行つており、本市においても定員の見直しはやむを得ないと考えられる。

| No. | 自治体名 | 改正有無 ※1 | 改正時期 ※1※2 | 条例定数 | | | |
|-----|-------|------------|--------------|-----------|-----------|-------|---------|
| | | | | 改正後 ※1 | 改正前 ※1 | 増減 | 増減率 |
| 1 | 福島市 | ○ | R5. 4. 1 | 2, 587 | 2, 660 | ▲ 73 | -2. 7% |
| 2 | 二本松市 | ○ | R4. 4. 1 | 1, 473 | 1, 492 | ▲ 19 | -1. 3% |
| 3 | 伊達市 | ○ | R4. 4. 1 | 1, 323 | 1, 515 | ▲ 192 | -12. 7% |
| 4 | 本宮市 | ○ | R5. 4. 1 | 488 | 541 | ▲ 53 | -9. 8% |
| 5 | 郡山市 | ○ | R2. 4. 1 | 2, 500 | 2, 700 | ▲ 200 | -7. 4% |
| 6 | 須賀川市 | ○ | H31. 4. 1 | 998 | 1, 221 | ▲ 223 | -18. 3% |
| 7 | 田村市 | ○ | R7. 4. 1 | 1, 000 | 1, 412 | ▲ 412 | -29. 2% |
| 8 | 白河市 | × | | 1, 294 | 1, 294 | | |
| 9 | 会津若松市 | ○ | R6. 4. 1 | 1, 139 | 1, 436 | ▲ 297 | -20. 7% |
| 10 | 喜多方市 | ○ | R4. 4. 1 | 1, 300 | 1, 436 | ▲ 136 | -9. 5% |
| 11 | 相馬市 | ○ | R5. 4. 1 | 547 | 560 | ▲ 13 | -2. 3% |
| 12 | いわき市 | ○ | R4. 9. 22 | 3, 200 | 3, 800 | ▲ 600 | -15. 8% |
| 13 | 南相馬市 | 今回改正 | R8. 4. 1 | 1, 075 | 1, 356 | ▲ 281 | -20. 7% |
| 平均 | | | | 1, 456 | 1, 648 | ▲ 208 | -12. 5% |

(3) 階級及び職名別定員の見直し [条例第4条、第5条関係]

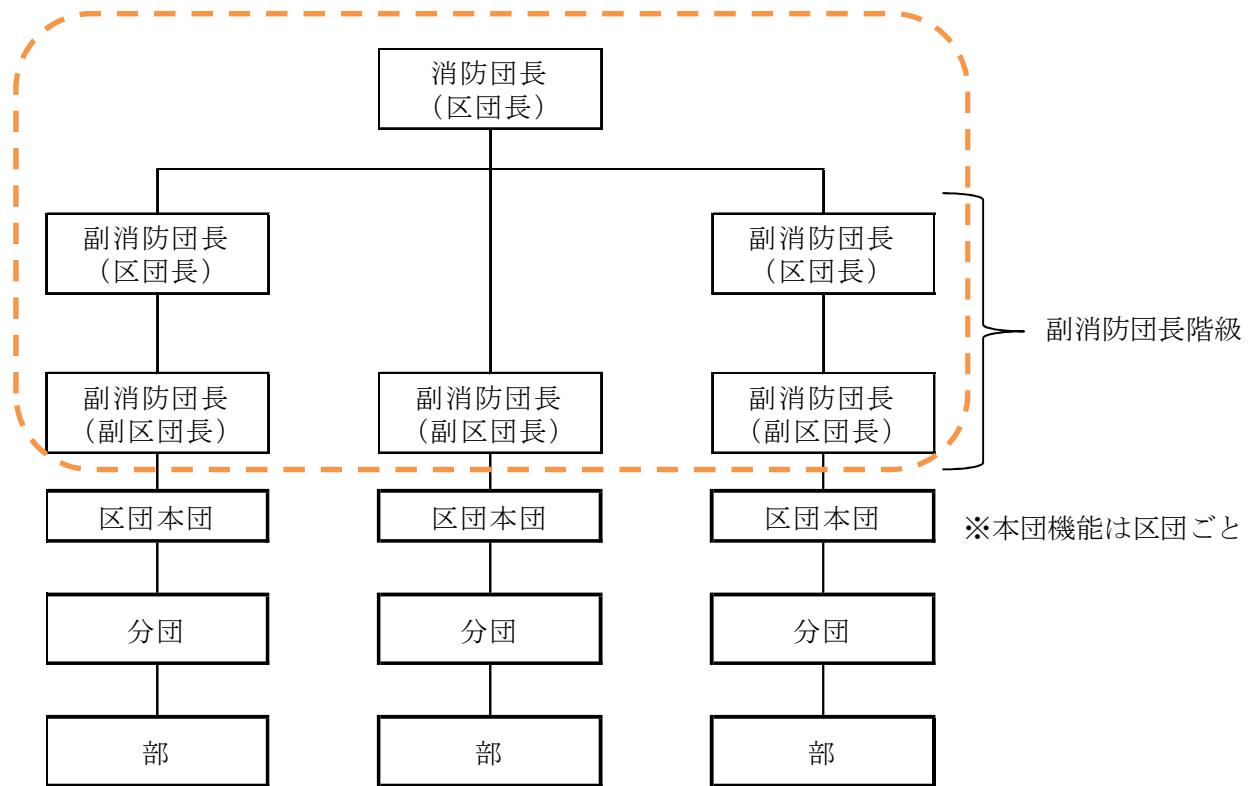
これまで、副消防団長階級の団員の定員については、副消防団長兼区団長2名、副区団長4名の合計6名であったが、実際には副区団長を3名とし、合計5名を配置していた。

今般、幹部の役割分担を整理し、指揮系統の明確化と意思決定の迅速化を図るため、副消防団長階級の団員を、副消防団長2名、区団長3名の合計5名に改める。

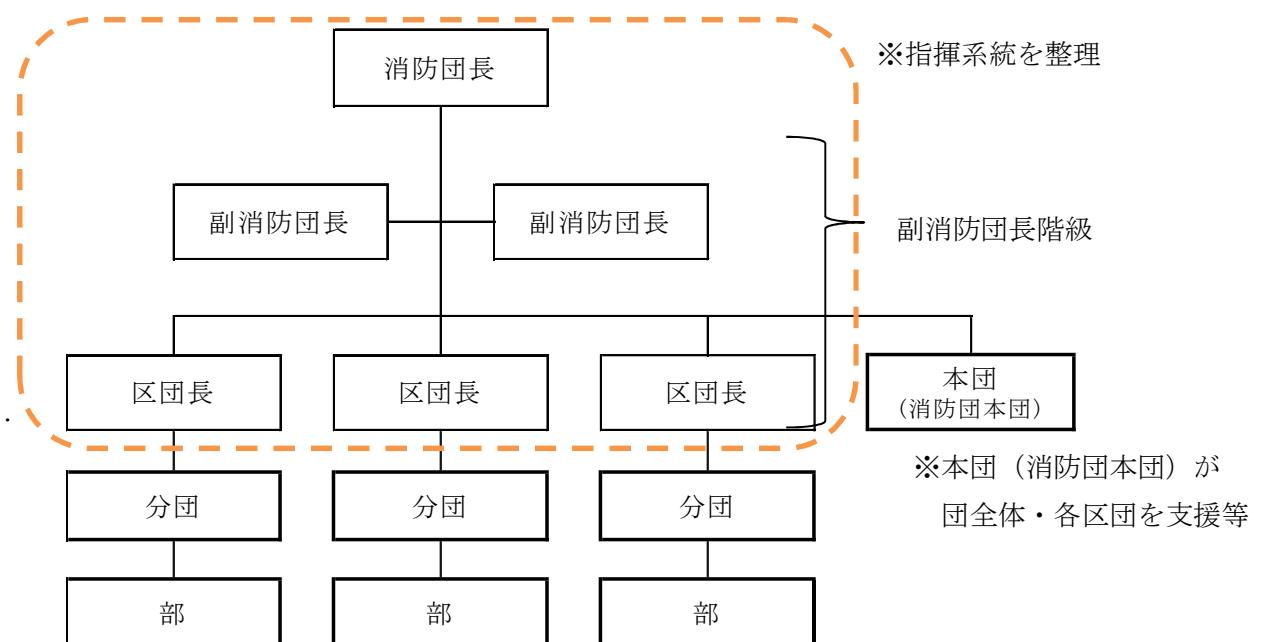
併せて、副消防団長は団長を補佐して団の統括等を助け、区団長は区団の統括・指揮を行うよう、職務内容の整理と負担軽減を図る。

また、これまで、訓練指導員・ラッパ部等の本団機能については、各団内に分散して配置していたが、新たに消防団全体を統括する本団を配置することで、団全体に対して統一的な支援や訓練指導等を行える体制を整え、消防団活動の一体性をより高めるとともに、区団間の連携の強化を図る。

○改正前の組織概要図（参考）



○改正後の組織概要図（参考）



以上のことと、上記「(2) 定員の見直し」を踏まえ、別表第1の階級及び職名別定員を次のとおり整理する。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|------------|-----------|-----|------------|-----------|-------|
| 階級 | 職名 | 定員 | 階級 | 職名 | 定員 |
| 消防団長 | 消防団長 | 1 | 消防団長 | 消防団長兼区団長 | 1 |
| 副消防団長 | 副消防団長 | 2 | 副消防団長 | 副消防団長兼区団長 | 2 |
| | 区団長 | 3 | | 副区団長 | 4 |
| 分団長 | 分団長 | 11 | 分団長 | 分団長 | 12 |
| | 訓練指導員 | 5 | | 訓練指導員 | 5 |
| 副分団長 | 副分団長 | 10 | 副分団長 | 副分団長 | 12 |
| | 副訓練指導員 | 13 | | 副訓練指導員 | 14 |
| | 庶務担当 | 13 | | 区団庶務 | 3 |
| | _____ | — | | 分団庶務 | 12 |
| 部長 | 部長 | 63 | 部長 | 部長 | 97 |
| | _____ | — | | ラッパ部長 | 3 |
| 班長 | 班長 | 107 | 班長 | 班長 | 153 |
| | _____ | — | | ラッパ班長 | 5 |
| 団員 | 団員及び機能別団員 | 847 | 団員 | 団員及び機能別団員 | 1,004 |
| | _____ | — | | ラッパ手 | 29 |
| (合計 1,075) | | | (合計 1,356) | | |

※上表中 団員及び機能別団員のうち、団員 555 人、機能別団員 292 人

(4) 機能別団員の取扱等に関する明確化 [条例第5条第3項～5項関係]

機能別団員については、消防事務の範囲が極めて限定されており、かつ当該消防事務の量や困難性、同一の消防団における団員間の衡平性などを考慮し、退職報償金の支給が適当ではない団員として、平成28年12月から当該制度を開始・運用してきたところであるが、当該取扱を明確化するため、以下「二重下線箇所」を追加する。

【機能別団員とは】

主として、消防団員を3年以上経験し退団した者で、特定の活動内容（大規模災害時における消防団活動、夜警等の防火広報活動、初期消火活動及び後方支援活動 等）を行うため、再入団した団員。

体力の問題や仕事の都合で訓練などの参加が難しくなっても、無理のない範囲での活動が可能なメリットがある。

条例（抜粋）

（定員）

第5条（略）

3 第1項の消防団員の種類及び人数は、次の各号のとおりとする。

（1）次号に掲げる機能別団員以外の消防団員 783人

（2）機能別団員 292人

4 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号。以下「政令」という。）第4条第1項第1号の規定に基づき消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第1項の消防団員の定員とする。

5 政令第4条第3項の規定に基づき消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第3項第1号の定員とする。

(5) 年額報酬の見直し [条例第15条第1項関係]

これまで、副消防団長については、区団長又は副区団長を兼務しており、団長の補佐とともに担当区団の統括を職務としてきた。

今般、(3) のとおり副消防団長と区団長の兼務制を廃止し、副消防団長は団長の補佐を主な職務とし、区団長は区団の統括・指揮を主な職務とするよう役割を改め、それぞれの所掌事務を分担することから、職責と報酬額の均衡を図る観点から、次のとおり年額報酬の見直しを行う。

なお、報酬の見直しにあたっては、本市と状況が類似している県内他市の額等との均衡も図りながら、南相馬市消防団組織検討委員会及び消防団幹部会において検討を行った。

また、ラッパ部員（ラッパ手・ラッパ班員）については、これまで、活動内容の違いなどから、一般団員よりも低い年額報酬としていた。

しかし、団員数が減少している中で地域防災力を確保するためには、ラッパ部員を含む全団員が火災・災害対応時に活躍できるよう当該活動内容を見直す必要があり、また、団員確保の重要性から待遇を改善する必要がある。そのため、活動内容見直しと併せ次のとおり報酬額の改正を行う。

| 改正後 | | 改正前 | |
|-----------|----------|---------------|--------------------|
| 区分 | 報酬（年額） | 区分 | 報酬（年額） |
| 消防団長 | 250,000円 | 消防団長 | 250,000円 |
| 副消防団長 | 195,000円 | 副消防団長兼区 団長 | 240,000円 |
| 団長 区団長 | 170,000円 | 副区団長 | 140,000円 |
| 分団長 | 100,000円 | 分団長 | 100,000円 |
| 副分団長 | 76,000円 | 副分団長 | 76,000円 |
| 部長 | 55,000円 | 部長 | 55,000円 |
| 班長 班長 | 46,500円 | 班長 ラッパ班長 | 46,500円 37,000円 |
| 団員 団員 | 36,500円 | 団員 ラッパ手 | 36,500円 27,000円 |
| 機能別団員 | 10,000円 | 機能別団員 | 10,000円 |

※ラッパ手・ラッパ班長のほか、ラッパ部長があるが、従前から部長と同額（55,000円）としている。

(6) 年額報酬の日割り計算に関する明確化 [条例第15条第5項関係]

中途入団員又は中途離職団員への報酬支給に際し、端数が生じた場合の扱いについて、条例上明記されていなかったことから、端数処理方法の明確化を図るため、以下「二重下線箇所」を追加する。

条例（抜粋）

（報酬）

第15条 消防団員には、別表第2に掲げる報酬を支給する。

2 前項の報酬は、毎年3月、6月、9月及び12月の末日までにそれぞれその4分の1の額を支給する。

3 年の中途において新たに消防団員となった者には、その日から日割計算により前項に規定する日に報酬を支給し、退職又は免職等により年の中途において職を離れた者には、その月までの月数を基礎として月割計算によりその月の末日までに報酬を支給する。

4 年の中途において階級に異動があった場合には、その異動のあった日から日割計算により報酬の額を改定する。

5 第3項若しくは第4項の規定による報酬の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(7) 出動報酬の見直し [条例第16条関係]

消防団員については、消防団活動に対する年額報酬と、火災等への出動報酬が支給される。

これまで、出動報酬の区分として、「機械整備のため出動した場合」を定めていたが、車両・小型ポンプ等装備の通常の点検について、年額報酬の範囲内の対応としており、当該区分による支給実績がないことから、無用の混乱を防止するため、次のとおり当該項目を削除する。

| 区分 | | 支給単位 | 出動報酬 |
|-------------------------|-------------------------|-----------|--------|
| 改正後 | 改正前 | | |
| 警戒のため出動した場合 | 警戒のため出動した場合 | 1日に つき | 3,500円 |
| 訓練のため出動した場合 | 訓練のため出動した場合 | | |
| | 機械整備のため出動した 場合 | | |
| 訓練指導員が訓練指導の ため出動した場合 | 訓練指導員が訓練指導の ため出動した場合 | | |

(8) 経過措置 [条例附則関係]

組織力の維持を図るため、改正の際、現に別表第1に定める各階級にある者は、改正後の定員にかかわらず、この条例の施行の日から令和12年3月31日までの間、従前の階級に任命できるものとする。

4 規則に関する一部改正（概要）

規則について、本条例の一部を改正する条例の制定に際し、次のとおり必要な見直しを行う。

(1) 本団機能の強化 [規則第2条関係]

災害対応力の強化と団員の負担軽減を図る必要があることから、上記「3 条例に関する一部改正（概要）（3）階級及び職名別定員の見直し」のとおり新たに設置する消防団の本団に、庶務部、ドローン部、予防広報部を創設するため、以下「二重下線箇所」を追加する。

条例（抜粋）

（組織）

第2条 南相馬市消防団（以下「消防団」という。）の組織は、本団及び3区団とし、区団の構成及び区域は、別表第1のとおりとする。

2 本団は、消防団の統括を補佐する事務を所掌させるため、次の部を置く。

- (1) 庶務部
- (2) 訓練部
- (3) ラッパ部
- (4) ドローン部
- (5) 予防広報部

(2) 区団の構成及び区域 [規則第2条関係]

東日本大震災の影響等により本市の人口や居住実態が大きく変化している現状を踏まえ、活動の効率性を高め、広域的に火災等に対応する体制を構築するため、次のとおり小高区団を現行の3分団制から1分団制に再編する。

| | 区団名 | 分団名 | 区域 |
|-----|------|------|--|
| 改正後 | 小高区団 | 第1分団 | 小高区の全域 |
| 改正前 | 小高区団 | 第1分団 | 第2分団及び第3分団に属しない区域 |
| | | 第2分団 | 飯崎、角間沢、小谷、摩辰、南鳩原、北鳩原、羽倉、大富、金谷、川房、大田和及び小屋木の区域 |
| | | 第3分団 | 福岡、女場、村上、泉沢、角部内、下姥沢・上姥沢、井田川、浦尻、下浦、上浦、行津、上耳谷、下耳谷及び神山の区域 |

(3) 給貸与品の整理 [規則第16条第1項関係]

給貸与品について、規則での定めがあるが、消防団との協議等により現在の運用実態と一部相違が生じていることから、運用実態に合わせて次のとおり見直しを行う。

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------|------|------------------|------------------|---------------|-------|------|----------|--------|---|--|--|--|--|----|----|------|--------|--------|--|--|--|--|--|---|--|--|--|--|------|-------|----|------------------|------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 別表第2 (第16条関係) | | | | | 別表第2 (第16条関係) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 給貸与品 | | | | | 給貸与品 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>員数</th> <th>使用期間</th> <th>給貸与の区分</th> <th>給貸与該当者</th> </tr> </thead> </table> | | | | | 品目 | 員数 | 使用期間 | 給貸与の区分 | 給貸与該当者 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>員数</th> <th>使用期間</th> <th>給貸与の区分</th> <th>給貸与該当者</th> </tr> </thead> </table> | | | | | 品目 | 員数 | 使用期間 | 給貸与の区分 | 給貸与該当者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 品目 | 員数 | 使用期間 | 給貸与の区分 | 給貸与該当者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 品目 | 員数 | 使用期間 | 給貸与の区分 | 給貸与該当者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【略】 | | | | | 【略】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>盛夏略衣</td> <td>上下15年</td> <td>貸与</td> <td>副分団長以上の組</td> <td>消防団員</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | | | | | 盛夏略衣 | 上下15年 | 貸与 | 副分団長以上の組 | 消防団員 | | | | | | | | | | | | | | | | <table border="1"> <tr> <td>盛夏略衣</td> <td>上下15年</td> <td>貸与</td> <td>全消防団員(機能別団員を除く。)</td> <td>組</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | | | | | 盛夏略衣 | 上下15年 | 貸与 | 全消防団員(機能別団員を除く。) | 組 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 盛夏略衣 | 上下15年 | 貸与 | 副分団長以上の組 | 消防団員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 盛夏略衣 | 上下15年 | 貸与 | 全消防団員(機能別団員を除く。) | 組 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【略】 | | | | | 【略】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | <table border="1"> <tr> <td>盛夏略帽</td> <td>1個</td> <td>8年</td> <td>貸与</td> <td>全消防団員(機能別団員を除く。)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | | | | | 盛夏略帽 | 1個 | 8年 | 貸与 | 全消防団員(機能別団員を除く。) | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 盛夏略帽 | 1個 | 8年 | 貸与 | 全消防団員(機能別団員を除く。) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【略】 | | | | | 【略】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|------|----|----|----|-------------|
| ネクタイ | 1本 | 5年 | 支給 | 副分団長以上の消防団員 |
|------|----|----|----|-------------|

【略】

| | | | | |
|--------|----|----|----|-------------|
| 青灰色ベルト | 1本 | 8年 | 貸与 | 副分団長以上の消防団員 |
|--------|----|----|----|-------------|

【略】

| | | | | |
|-------|----|----|----|---------|
| ヘルメット | 1個 | 5年 | 貸与 | 全消防団員 |
| 防火衣 | 1式 | 8年 | 貸与 | 各部に必要な数 |
| | | | | _____ |
| | | | | _____ |
| | | | | _____ |

【略】

| | | | | |
|-----|----|----|----|------------------|
| 防寒着 | 1着 | 5年 | 貸与 | 全消防団員(機能別団員を除く。) |
| | | | | _____ |

| | | | | |
|------|----|----|----|------------------|
| ネクタイ | 1本 | 5年 | 支給 | 全消防団員(機能別団員を除く。) |
|------|----|----|----|------------------|

【略】

| | | | | |
|--------|----|----|----|------------------|
| 青灰色ベルト | 1本 | 8年 | 貸与 | 全消防団員(機能別団員を除く。) |
|--------|----|----|----|------------------|

【略】

| | | | | |
|----------|----|----|----|----------------------|
| タレ付ヘルメット | 1個 | 8年 | 貸与 | 全消防団員 |
| 現場防火衣 | 1着 | 8年 | 貸与 | 部長以下の消防団員(機能別団員を除く。) |
| | | | | _____ |
| 名入り防火衣 | 1着 | 8年 | 貸与 | 副分団長以上の消防団員 |

【略】

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| _____ | _____ | _____ | _____ | _____ |
| _____ | _____ | _____ | _____ | _____ |

5 活動指標

| 活動指標 | 6年度 実績 | 7年度 現状値 | 8年度 | 9年度 | 10年度 |
|---------|-----------|------------|--------|--------|--------|
| 訓練出動団員数 | 1,508人 | 1,027人 | 1,469人 | 1,469人 | 1,469人 |

※令和6年度の団員数856人に対し、令和7年度の団員数は834人で、2.6%の減であるため、団員数の減少が見込まれる中でも、令和6年度比2.6%減の出動数を維持し続けることを目標に設定した。

6 予算要求及び今後の事業計画等

(1) 予算要求額及び財源内訳等 (単位:千円)

| 区分 | 6年度 決算額 | 7年度 予算額 | 8年度 | 9年度 | 10年度 |
|------------------|------------|------------|--------|-------------|--------|
| 事業費 (※1) | 89,315 | 100,280 | | 88,815 (※2) | |
| 財 源 内 訳 | 国庫支出金 | 645 | 4,342 | 0 | 0 |
| | 県支出金 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 地方債 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般財源 | 88,670 | 95,938 | 88,815 | 88,815 |

(※1) : 消防団費及び非常備消防一般経費の合計額

(※2) : R7予算100,280千円 - 改正影響見込額11,465千円

(2) 予算要求時期: 令和8年度当初予算計上

7 成果指標

| 成果指標 (KGI) | 6年度 実績 | 7年度 現状値 | 8年度 | 9年度 | 10年度 |
|--------------------------|-----------|------------|------|------|------|
| 火災等災害時に出動団員数の不足が生じなかつた割合 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |

| 成果指標 (KPI) (※3) | 6年度 実績 | 7年度 9.30現在 | 8年度 | 9年度 | 10年度 |
|--------------------|-----------|---------------|-----|-----|------|
| 消防団入団者数 | 32人 | 20人 | 15人 | 15人 | 15人 |
| 消防学校における訓練受講者数 | 78人 | 40人 | 80人 | 80人 | 80人 |

(※3) : 現在の KPI 目標値が、消防団入団者数 12 人・消防学校における訓練受講者数 75 人であるが、本件改正による効果を考慮し目標値を上方修正するもの。

8 関連する SDGs

| | |
|---|------------------|
|  | 11 住み続けられるまちづくりを |
|---|------------------|

9 一部改正する条例等の施行日

令和8年4月1日

10 今後の予定

| 時期 | 内容 |
|------------------------|--------------|
| 令和7年12月 1日（月）～20日（土） | パブリックコメント手続 |
| 令和8年 1月 8日（木）・ 9日（金） | 1月定例企画調整会議 |
| 令和8年 1月 26日（月）・ 27日（火） | 1月定例庁議 |
| 令和8年 3月 | 3月市議会定例会上程 |
| 令和8年 4月 1日 | 一部改正する条例等の施行 |

南相馬市条例第〇号

南相馬市消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例（素案）

南相馬市消防団設置等に関する条例（平成18年南相馬市条例第180号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>【略】 (消防団員)</p> <p>第4条 消防団に消防団長、副消防団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員（以下「消防団員」という。）を置く。</p> <p>2 機能別団員は、特定の活動にのみ参加する団員とする。</p> <p>3 消防団員は、本市に居住し、又は勤務する年齢満18歳以上の者でなければならぬ。</p> <p>4 消防団員の階級及び職名は、別表第1のとおりとする。</p> <p>5 <u>消防団長は、消防団の推薦に基づき市長が任命し、消防団長以外の消防団員は、分団長の推薦に基づき市長の承認を得て消防団長が任命する。</u></p> <p>(定員)</p> <p>第5条 消防団員の定員は、<u>1,075</u>人とする。</p> <p>2 消防団員の階級及び職名別の定員は、別表第1のとおりとする。</p> <p>3 第1項の消防団員の種類及び人数は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 次号に掲げる機能別団員以外の消防団</p> | <p>【略】 (消防団員)</p> <p>第4条 消防団に消防団長、副消防団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員（以下「消防団員」という。）を置く。</p> <p>2 機能別団員は、特定の活動にのみ参加する団員とする。</p> <p>3 消防団員は、本市に居住し、又は勤務する年齢満18歳以上の者でなければならぬ。</p> <p>4 消防団員の階級及び職名は、別表第1のとおりとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(定員)</p> <p>第5条 消防団員の定員は、<u>1,356</u>人とする。</p> <p>2 消防団員の階級及び職名別の定員は、別表第1のとおりとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> |

員 783人

(2) 機能別団員 292人

4 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号。以下「政令」という。）第4条第1項第1号の規定に基づき消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第1項の消防団員の定員とする。

5 政令第4条第3項の規定に基づき消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第3項第1号の定員とする。

【略】

(報酬)

第15条 消防団員には、別表第2に掲げる報酬を支給する。

2 前項の報酬は、毎年3月、6月、9月及び12月の末日までにそれぞれその4分の1の額を支給する。

3 年の中途において新たに消防団員となった者には、その日から日割計算により前項に規定する日に報酬を支給し、退職又は免職等により年の中途において職を離れた者には、その月までの月数を基礎として月割計算によりその月の末日までに報酬を支給する。

4 年の中途において階級に異動があった場合には、その異動のあった日から日割計算により報酬の額を改定する。

5 第3項若しくは第4項の規定による報酬の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

第16条 消防団員が職務のため出動した場合は、別表第3に掲げる出動報酬を支給する。

【略】

(報酬)

第15条 消防団員には、別表第2に掲げる報酬を支給する。

2 前項の報酬は、毎年3月、6月、9月及び12月の末日までにそれぞれその4分の1の額を支給する。

3 年の中途において新たに消防団員となつた者には、その日から日割計算により前項に規定する日に報酬を支給し、退職又は免職等により年の中途において職を離れた者には、その月までの月数を基礎として月割計算によりその月の末日までに報酬を支給する。

4 年の中途において階級に異動があった場合には、その異動のあった日から日割計算により報酬の額を改定する。

第16条 消防団員が職務のため出動した場合は、別表第3に掲げる出動報酬を支給する。

【略】

別表第1 (第4条、第5条関係)
消防団員の階級及び職名別定員

| 階級 | 職名 | 定員 |
|-------|-----------|-----|
| 消防団長 | 消防団長 | 1 |
| 副消防団長 | 副消防団長 | 2 |
| | 区団長 | 3 |
| 分団長 | 分団長 | 11 |
| | 訓練指導員 | 5 |
| 副分団長 | 副分団長 | 10 |
| | 副訓練指導員 | 13 |
| | 庶務担当 | 13 |
| | | — |
| 部長 | 部長 | 63 |
| | | — |
| | | — |
| 班長 | 班長 | 107 |
| | | — |
| 団員 | 団員及び機能別団員 | 847 |
| | | — |
| | | — |

別表第2 (第15条関係)

| 区分 | 報酬 (年額) |
|-------|----------|
| 消防団長 | 250,000円 |
| 副消防団長 | 195,000円 |
| | — |
| 区団長 | 170,000円 |
| 分団長 | 100,000円 |
| 副分団長 | 76,000円 |
| 部長 | 55,000円 |
| 班長 | 46,500円 |
| | — |
| 団員 | 36,500円 |
| | — |
| 機能別団員 | 10,000円 |

別表第3 (第16条関係)

| 区分 | 支給単位 | 出動報酬 |
|----------------------|---------|--------|
| 火災、水害、その他 の他の災害現場 | 2時間未満 | 2,000円 |
| | 2時間以上4時 | 4,000円 |

【略】

別表第1 (第4条、第5条関係)
消防団員の階級及び職名別定員

| 階級 | 職名 | 定員 |
|-------|-----------|-------|
| 消防団長 | 消防団長兼区団長 | 1 |
| 副消防団長 | 副消防団長兼区団長 | 2 |
| | 副区団長 | 4 |
| 分団長 | 分団長 | 12 |
| | 訓練指導員 | 5 |
| 副分団長 | 副分団長 | 12 |
| | 副訓練指導員 | 14 |
| | 区団庶務 | 3 |
| | 分団庶務 | 12 |
| 部長 | 部長 | 97 |
| | ラッパ部長 | 3 |
| 班長 | 班長 | 153 |
| | ラッパ班長 | 5 |
| 団員 | 団員及び機能別団員 | 1,004 |
| | ラッパ手 | 29 |

別表第2 (第15条関係)

| 区分 | 報酬 (年額) |
|-----------|----------|
| 消防団長 | 250,000円 |
| 副消防団長兼区団長 | 240,000円 |
| | 副区団長 |
| 副区団長 | 140,000円 |
| 分団長 | 100,000円 |
| 副分団長 | 76,000円 |
| 部長 | 55,000円 |
| 班長 | 46,500円 |
| | ラッパ班長 |
| 団員 | 36,500円 |
| ラッパ手 | 27,000円 |
| | 機能別団員 |
| | 10,000円 |

別表第3 (第16条関係)

| 区分 | 支給単位 | 出動報酬 |
|----------------------|---------|--------|
| 火災、水害、その他 の他の災害現場 | 2時間未満 | 2,000円 |
| | 2時間以上4時 | 4,000円 |

| | | | | | |
|-----------------------------|----------------|--------|-----------------------------|----------------|--------|
| に出動した場合 | 間未満 | | に出動した場合 | 間未満 | |
| | 4時間以上 | 8,000円 | | 4時間以上 | 8,000円 |
| 行方不明者捜索 | 2時間未満 | 2,000円 | 行方不明者捜索 | 2時間未満 | 2,000円 |
| に出動した場合 | 2時間以上4時 間未満 | 4,000円 | に出動した場合 | 2時間以上4時 間未満 | 4,000円 |
| | 4時間以上 | 8,000円 | | 4時間以上 | 8,000円 |
| 警戒のため出動 した場合 | 1日につき | 3,500円 | 警戒のため出動 した場合 | 1日につき | 3,500円 |
| 訓練のため出動 した場合 | | | 訓練のため出動 した場合 | | |
| | | | 機械整備のため 出動した場合 | | |
| 訓練指導員が訓 練指導のため出 動した場合 | | | 訓練指導員が訓 練指導のため出 動した場合 | | |
| 別記様式（第14条関係） | | | 別記様式（第14条関係） | | |
| 【略】 | | | 【略】 | | |

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の際、現に別表第1に定める各階級にある者は、改正後の定員にかかわらず、この条例の施行の日から令和12年3月31日までの間、従前の階級に任命できるものとする。

○南相馬市消防団設置等に関する条例

平成18年1月1日
条例第180号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項の規定に基づく消防団の設置のほか、消防団に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市の消防事務を処理するため、消防団を置く。

(名称及び区域)

第3条 消防団は、南相馬市消防団と称し、管轄区域は、市の区域の全部とする。

(消防団員)

第4条 消防団に消防団長、副消防団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員（以下「消防団員」という。）を置く。

2 機能別団員は、特定の活動にのみ参加する団員とする。

3 消防団員は、本市に居住し、又は勤務する年齢満18歳以上の者でなければならない。

4 消防団員の階級及び職名は、別表第1のとおりとする。

(定員)

第5条 消防団員の定員は、1,356人とする。

2 消防団員の階級及び職名別の定員は、別表第1のとおりとする。

(退職)

第6条 消防団員が退職しようとする場合は、あらかじめ任命権者の許可を受けなければならない。

2 機能別団員の定年は、70歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

(懲戒)

第7条 消防団員であつて次の各号のいずれかに該当する場合においては、任命権者は、これを懲戒することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 職務の内外を問わず、消防団員の体面を傷つける行為のあったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、服務規律に違反する行為のあったとき。

(懲戒の種類)

第8条 前条の懲戒は、次の区別により行う。

(1) 免職

(2) 停職

(3) 戒告

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

(懲戒権者)

第9条 前3条の規定による消防団員の退職又は懲戒は、市長の承認を得て消防団長が行い、

消防団長については市長がこれを行うものとする。

(服務規律)

第10条 消防団員は、消防団長の招集によって出動し、服務するものとする。

2 招集の命を受けないときであっても火災その他非常災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定された要領に従い直ちに出動して服務しなければならない。

第11条 消防団員が10日以上居住地を離れる場合は、消防団長にあっては市長に、消防団長以外の消防団員にあっては、消防団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り消防団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第12条 消防団員は、水火災警報発令中その他特に警戒必要があると認められる際は、警備に支障のある場所に多数集合したり、又は多数集合して飲酒をしてはならない。

第13条 消防団員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 住民に対し常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、事ある場合には身を挺してこれに当たる心構えを持たなければならないこと。
- (2) 規律を厳守して上司の指揮命令のもと一致団結して事に当たらなければならぬこと。
- (3) 互いに礼節を重んじ信義を厚くし、常に言行を慎しまなければならないこと。
- (4) 職務に関し金品の贈与又は饗応を受け、又はこれを請求する等のことをしてはならないこと。
- (5) 職務上知り得たことの機密を漏らしてはならないこと。
- (6) 消防団又は消防団員の名義をもって政治運動に関与し、又は他人の訴訟若しくは紛争に関与してはならないこと。
- (7) 消防団又は消防団員の名義をもってみだりに寄附金を募り、又は営利行為をなし、若しくは義務の負担となるような行為をしてはならないこと。
- (8) 機械器具その他消防団の設備資材の維持管理に当たり職務のほか、使用してはならないこと。
- (9) 給与品、貸与品は、これを大切に保管し、服務以外においてこれを使用し、又は他人に貸与してはならないこと。

(宣誓)

第14条 消防団員となった者は、その任命後別記様式による宣誓書を提出しなければならない。

(報酬)

第15条 消防団員には、別表第2に掲げる報酬を支給する。

2 前項の報酬は、毎年3月、6月、9月及び12月の末日までにそれぞれその4分の1の額を支給する。

3 年の中途において新たに消防団員となった者には、その日から日割計算により前項に規定する日に報酬を支給し、退職又は免職等により年の中途において職を離れた者には、その月までの月数を基礎として月割計算によりその月の末日までに報酬を支給する。

4 年の中途において階級に異動があった場合には、その異動のあった日から日割計算によ

り報酬の額を改定する。

第16条 消防団員が職務のため出動した場合は、別表第3に掲げる出動報酬を支給する。

(費用弁償)

第17条 消防団員が職務のため旅行した場合は、費用弁償として南相馬市職員等の旅費に関する条例（平成18年南相馬市条例第50号）に定める旅費を支給する。

(休団)

第18条 消防団員は、長期出張、育児等で長期間活動に参加することができない場合は、3年を超えない範囲内で、団員の身分を有したまま消防団活動の休止（以下「休団」という。）をすることができる。

2 消防団員は、前項の規定により休団しようとする場合は、任命権者の承認を受けなければならない。

3 休団している消防団員は、職務に復帰しようとするときは、前項の規定を準用する。

4 休団している期間中は、報酬については無支給とし、退職報奨金については在職年数に算入しないものとする。

5 休団中の消防団員が復帰したときの当該消防団員の階級は、休団を開始した日にその者が属していた階級とする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、消防団に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の小高町消防団設置等に関する条例（昭和41年小高町条例第9号）、鹿島町消防団設置等に関する条例（昭和42年鹿島町条例第18号）又は原町市消防団設置等に関する条例（昭和41年原町市条例第10号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(東日本大震災に対するための消防団員の費用弁償)

3 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に対処するため消防団員が次の各号に掲げる区域で作業に従事した場合は、当該各号に掲げる額を支給する。

(1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域 1日につき2,000円

(2) 本部長指示により、避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本

- 部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域 1日につき 1, 000円
- (3) 本部長指示により、帰還困難区域に設定することとされた区域 1日につき 2, 000円
- (4) 本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域 1日につき 1, 000円
- 4 東日本大震災に対処するため消防団員が死体の収容、洗浄、搬送等の作業に従事した場合は、従事した日 1日につき 1, 000円（10体以上の死体を取り扱った場合は 2, 000円）を支給する。

附 則（平成24年12月20日条例第37号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から適用する。
 - (1) 改正後の南相馬市消防団設置等に関する条例（以下「新条例」という。）附則第3項 第1号、第2号及び附則第4項の規定 平成23年3月11日
 - (2) 新条例附則第3項第3号及び第4号の規定 平成24年4月16日

附 則（平成28年9月23日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月24日条例第15号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月16日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月24日条例第7号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の南相馬市消防団設置等に関する条例第16条の規定は、令和4年4月1日以後に出動する職務から適用し、同日前に出動した職務については、なお、従前の例による。

別表第1（第4条、第5条関係）

消防団員の階級及び職名別定員

| 階級 | 職名 | 定員 |
|-------|-----------|----|
| 消防団長 | 消防団長兼区団長 | 1 |
| 副消防団長 | 副消防団長兼区団長 | 2 |
| | 副区団長 | 4 |
| 分団長 | 分団長 | 12 |
| | 訓練指導員 | 5 |
| 副分団長 | 副分団長 | 12 |
| | 副訓練指導員 | 14 |
| | 区団庶務 | 3 |
| | 分団庶務 | 12 |

| | | |
|----|-----------|----------|
| 部長 | 部長 | 9 7 |
| | ラッパ部長 | 3 |
| 班長 | 班長 | 1 5 3 |
| | ラッパ班長 | 5 |
| 団員 | 団員及び機能別団員 | 1, 0 0 4 |
| | ラッパ手 | 2 9 |

別表第2 (第15条関係)

| 区分 | | 報酬 (年額) |
|-------|-----------|----------------|
| 消防団長 | | 2 5 0, 0 0 0 円 |
| 副消防団長 | 副消防団長兼区団長 | 2 4 0, 0 0 0 円 |
| | 副区団長 | 1 4 0, 0 0 0 円 |
| 分団長 | | 1 0 0, 0 0 0 円 |
| 副分団長 | | 7 6, 0 0 0 円 |
| 部長 | | 5 5, 0 0 0 円 |
| 班長 | 班長 | 4 6, 5 0 0 円 |
| | ラッパ班長 | 3 7, 0 0 0 円 |
| 団員 | 団員 | 3 6, 5 0 0 円 |
| | ラッパ手 | 2 7, 0 0 0 円 |
| | 機能別団員 | 1 0, 0 0 0 円 |

別表第3 (第16条関係)

| 区分 | 支給単位 | 出動報酬 |
|---------------------------|------------|------------|
| 火災、水害、その他の災害現場に 出動した場合 | 2時間未満 | 2, 0 0 0 円 |
| | 2時間以上4時間未満 | 4, 0 0 0 円 |
| | 4時間以上 | 8, 0 0 0 円 |
| 行方不明者捜索に出動した場合 | 2時間未満 | 2, 0 0 0 円 |
| | 2時間以上4時間未満 | 4, 0 0 0 円 |
| | 4時間以上 | 8, 0 0 0 円 |
| 警戒のため出動した場合 | 1日につき | 3, 5 0 0 円 |
| 訓練のため出動した場合 | | |
| 機械整備のため出動した場合 | | |
| 訓練指導員が訓練指導のため出 動した場合 | | |

別記様式（第14条関係）

宣誓書

わたくしは、日本国憲法及び法律を尊重し、法令、条例及び規則を遵守し、南相馬市民の奉仕者として良心に従って忠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。

年　　月　　日

南相馬市消防団
職名
氏名

南相馬市規則第〇号

南相馬市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則（素案）

南相馬市消防団の組織等に関する規則（平成18年南相馬市規則第131号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|----|-------------|-----|--------|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|---|-------------|-----|----|-------------|-----|-------------------|--------|-----|--|--|-----|------------------|
| (組織) | (組織) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2条 南相馬市消防団（以下「消防団」という。）の組織は、本団及び3区団とし、区団の構成及び区域は、別表第1のとおりとする。 | 第2条 南相馬市消防団（以下「消防団」という。）の組織は、本団及び3区団とし、区団の構成及び区域は、別表第1のとおりとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>2 本団は、消防団の統括を補佐する事務を所掌させるため、次の部を置く。</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 庶務部 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 訓練部 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) ラッパ部 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) ドローン部 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (5) 予防広報部 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【略】 | 【略】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 別表第1（第2条関係） | 別表第1（第2条関係） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区団の構成及び区域 | 区団の構成及び区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 団 名</th><th>分団名</th><th>区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小 高 団</td><td>第1分</td><td>小高区の全域</td></tr> <tr> <td>区 団</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> | 区 団 名 | 分団名 | 区域 | 小 高 団 | 第1分 | 小高区の全域 | 区 団 | | | | | | | | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 団 名</th><th>分団名</th><th>区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小 高 団</td><td>第1分</td><td>第2分団及び第3分団に属しない区域</td></tr> <tr> <td>区 団</td><td>第2分</td><td>飯崎、角間沢、小谷、摩辰、南鳩原、北鳩原、羽倉、大富、金谷、川房、大田和及び小屋木の区域</td></tr> <tr> <td></td><td>第3分</td><td>福岡、女場、村上、泉沢、角部内、</td></tr> </tbody> </table> | 区 団 名 | 分団名 | 区域 | 小 高 団 | 第1分 | 第2分団及び第3分団に属しない区域 | 区 団 | 第2分 | 飯崎、角間沢、小谷、摩辰、南鳩原、北鳩原、羽倉、大富、金谷、川房、大田和及び小屋木の区域 | | 第3分 | 福岡、女場、村上、泉沢、角部内、 |
| 区 団 名 | 分団名 | 区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小 高 団 | 第1分 | 小高区の全域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区 団 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区 団 名 | 分団名 | 区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小 高 団 | 第1分 | 第2分団及び第3分団に属しない区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区 団 | 第2分 | 飯崎、角間沢、小谷、摩辰、南鳩原、北鳩原、羽倉、大富、金谷、川房、大田和及び小屋木の区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 第3分 | 福岡、女場、村上、泉沢、角部内、 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |
| | | |

【略】

別表第2（第16条関係）

給貸与品

| 品目 | 員数 | 使用期間 | 給貸与の区分 | 給貸与該当者 |
|------|----------|------|--------|-----------------|
| 盛夏略衣 | 上下 1組 | 5年 | 貸与 | 副分団長以上 の消防団員 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

【略】

| | | | | |
|------|----------|----|----|-----------------|
| 盛夏略衣 | 上下 1組 | 5年 | 貸与 | 副分団長以上 の消防団員 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

【略】

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

【略】

| | | | | |
|------|----|----|----|-----------------|
| ネクタイ | 1本 | 5年 | 支給 | 副分団長以上 の消防団員 |
| | | | | |
| | | | | |

【略】

| | | | | |
|--------|----|----|----|-----------------|
| 青灰色ベルト | 1本 | 8年 | 貸与 | 副分団長以上 の消防団員 |
| | | | | |
| | | | | |

【略】

| | | | | |
|-------|----|----|----|-------------|
| ヘルメット | 1個 | 5年 | 貸与 | 全消防団員 |
| 防火衣 | 1式 | 8年 | 貸与 | 各部に必要な 数 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| | |
|---|--|
| 団 | 下姥沢・上姥沢、井田川、浦尻、下浦、上浦、行津、上耳谷、下耳谷及び神山の区域 |
|---|--|

【略】

別表第2（第16条関係）

給貸与品

| 品目 | 員数 | 使用期間 | 給貸与の区分 | 給貸与該当者 |
|-----------|----------|------|--------|------------------|
| 盛夏略衣 | 上下 1組 | 5年 | 貸与 | 全消防団員（機能別団員を除く。） |
| 盛夏略衣（礼式用） | 上下 1組 | 8年 | 貸与 | ラッパ部団員 |
| | | | | |

【略】

| | | | | |
|------|----|----|----|------------------|
| 盛夏略帽 | 1個 | 8年 | 貸与 | 全消防団員（機能別団員を除く。） |
| ネクタイ | 1本 | 5年 | 支給 | 全消防団員（機能別団員を除く。） |
| | | | | |

【略】

| | | | | |
|--------|----|----|----|------------------|
| 青灰色ベルト | 1本 | 8年 | 貸与 | 全消防団員（機能別団員を除く。） |
| | | | | |
| | | | | |

【略】

| | | | | |
|----------|----|----|----|----------------------|
| タレ付ヘルメット | 1個 | 8年 | 貸与 | 全消防団員 |
| 現場防火衣 | 1着 | 8年 | 貸与 | 部長以下の消防団員（機能別団員を除く。） |
| 名入り防火衣 | 1着 | 8年 | 貸与 | 副分団長以上の消防団員 |
| | | | | |

| | | | | | | | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------|-------------------------|-----|--|--|--|--|
| 【略】 | | | | | 【略】 | | | | |
| <u>防寒着</u> | <u>1着</u> | <u>5年</u> | <u>貸与</u> | <u>全消防団員（機能別団員を除く。）</u> | | | | | |

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

○南相馬市消防団の組織等に関する規則

平成18年1月1日
規則第131号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第2項に基づく消防団の組織及び同法第23条第2項の規定に基づく消防団員の階級、訓練、礼式及び服制、その他消防団に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 南相馬市消防団（以下「消防団」という。）の組織は、本団及び3団とし、団の構成及び区域は、別表第1のとおりとする。

(運営)

第3条 消防団長は、消防団の事務を統括し、消防団員を指揮して法令、条例及び規則に定める職務を遂行し、市長に対しその責めを負うものとする。

- 2 副消防団長は、消防団長を補佐して消防団の事務を整理し、消防団長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ消防団長の定める順序に従い、その職務を行う。
- 3 消防団長及び副消防団長がともに事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ消防団長の定める順序に従い、分団長がその職務を行う。
- 4 消防団長、副消防団長、分団長、副分団長、部長及び班長（以下「消防団長等」という。）の任期は、4年とし、再任されることを妨げない。
- 5 消防団長等が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 機能別団員の任期は、2年以内とし、定年の者を除き、再任されることを妨げない。
- 7 南相馬市消防団設置等に関する条例（平成18年南相馬市条例第180号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により消防団員が退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもって、消防団長は市長に、他の消防団員は上司を通じて消防団長に願い出なければならない。
- 8 前項の文書の提出を受けた任命権者は、消防団長又はその他消防団員の退職を認めるとときは、退職の発令をするものとする。
- 9 条例第6条第2項の規定による定年及び第6項の規定による任期満了（再任されるものを除く。）により機能別団員が退職するときは、消防団長が退職の発令をするものとする。
- 10 任命権者は、条例第7条の規定に該当するものとして、戒告、停職又は免職を行う場合は、その旨を記載した書面を当該消防団員に交付して行うものとする。
- 11 前項の場合において、停職者はその職を保有するが、職務に従事しない。
- 12 停職者は、停職期間中においては、いかなる報酬等も支給されない。

(水火災その他の災害出動)

第4条 消防車が火災現場に赴くときは、交通法規の定める速度に従うとともに正当な交通を維持するために赤色灯及びサイレンを用いるものとする。ただし、引揚げの場合の警戒信号は、鐘又は警笛のみに限られるものとする。

第5条 出火出動又は引揚げの場合に消防車に乗車する責任者は、次の事項を厳守しなけれ

ばならない。

- (1) 責任者は、機関担当者の隣席に乗車すること。
- (2) 病院、学校及び劇場の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いること。
- (3) 消防団員及び消防職員以外の者は、消防車に乗車させないこと。
- (4) 消防車は、一列縦隊で安全を保って走行すること。
- (5) 前行消防車の追越信号のある場合のほかは、走行中に追い越さないこと。

第6条 消防団は、市長の許可を得ないで市の区域外の水火災その他の災害現場に出動してはならない。ただし、出動の際は、管轄区域内であると認められたにもかかわらず、現場に近づくに従って市外と判明したときは、この限りでない。

(消火及び水防等の活動)

第7条 水火災その他の災害現場に到着した消防団は、設備機械器具及び資材を最高度に活用して生命、身体及び財産の救護に当たり、損害を最少限度にとどめて水火災の防ぎよ及び鎮圧に努めなければならない。

(遵守事項)

第8条 消防団が水火災その他の災害現場に出動した場合は、次の事項を遵守し、又は留意しなければならない。

- (1) 消防団長の指揮の下に行動すること。
- (2) 消防作業は真摯に行うこと。
- (3) 放水口数を最大限度に使用し、消火作業の効果を上げるとともに、火災の損害及び水損を最少限度にとどめること。
- (4) 分団は、相互に連絡及び協調すること。

(現場保存)

第9条 水火災その他の災害現場において死体を発見したときは、市長及び警察職員に報告するとともに、警察職員又は検視官が到着するまでその現場保存をしなければならない。

(放火の疑いのある場合の措置)

第10条 放火の疑いのある場合は、責任者は、次の措置を講じなければならない。

- (1) 直ちに市長及び警察職員に報告すること。
- (2) 現場保存に努めること。
- (3) 事件は、慎重に取り扱うとともに公表は差し控えること。

(消防団の事務)

第11条 消防団においては、次の事務を処理する。

- (1) 火災その他災害の予防警戒に関すること。
- (2) 災害発生の場合の消火活動及び調査に関すること。
- (3) 消火水利施設の保護管理に関すること。
- (4) 消防機械器具の手入保存に関すること。
- (5) 消防署の事務で委任された事務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。

2 機能別団員の事務は、別に定める。

(文書簿冊)

第12条 消防団には、次の文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかなければならない。

- (1) 消防団員名簿
- (2) 沿革誌
- (3) 設備資材の整備及び点検台帳
- (4) 区域内全図及び地利水利要覧
- (5) 給与品、貸与品台帳
- (6) 消防法規、例規つづり
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(教養及び訓練)

第13条 消防団長は、消防団員の品位の向上及び実地に役立つ技能の練磨に努め、消防庁の定める消防訓練礼式の基準（昭和40年消防庁告示第1号）に従い定期的に訓練を行わなければならない。

(表彰)

第14条 市長は、消防団又は消防団員がその任務遂行に当たって功労特に抜群である場合は、これを表彰することができる。

2 前項の場合において、消防団員については、消防団長が表彰を行うことができる。

3 前2項の表彰に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(服制)

第15条 消防団員の服制については、消防庁の定める消防団員服制基準（昭和25年国家公安委員会告示第1号）による。

(給貸与品)

第16条 消防団員に支給し、又は貸与する給与品及び貸与品（以下「給貸与品」という。）の品目、員数、使用期間、給貸与の区分及び給貸与該当者は、別表第2のとおりとする。

2 市長は、必要と認める場合においては、前項に定める使用期間についてこれを短縮し、又は延長することができる。

3 給貸与品の使用期間の計算は、給与し、又は貸与した日から起算する。ただし、使用したことのある給貸与品については、その期間を使用期間に通算する。

4 使用期間を経過した貸与品は、使用期間と同期間、貸与を受けた消防団員において保存しなければならない。

5 第2項の規定は、前項の貸与品の保存すべき期間について準用する。

(給貸与品の返納)

第17条 消防団員が退職し、又は免職となった場合において、当該消防団員に支給され、又は貸与されている給貸与品に使用残期間があるときは、当該給貸与品を市長に返納しなければならない。前条第4項の規定により保存している貸与品があるときで、その貸与品に保存残期間があるときも、同項の規定にかかわらず、また同様とする。

(給貸与品亡失の届出等)

第18条 給貸与品の使用期間又は保存期間内において給貸与品を損傷し、又は亡失したと

きは、速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 納入品の使用期間内において、納入品を損傷し、又は亡失したときは、職務上の事由によるものを除き、その原価を使用残期間（前項の届出のあった月の翌日以降の月数に対応する期間とする。）に対する月割計算をもって、弁償しなければならない。

（その他）

第19条 この規則に定めるものほか、消防団に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の小高町消防団組織規則（昭和41年小高町規則第8号）、鹿島町消防団組織規則（昭和42年鹿島町規則第13号）又は原町市消防団の組織等に関する規則（昭和41年原町市規則第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年3月30日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月17日規則第43号）

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月14日規則第9号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月23日規則第91号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月26日規則第17号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区団の構成及び区域

| 区 団 名 | 分団名 | 区域 |
|----------|------|--|
| 小 高 | 第1分団 | 第2分団及び第3分団に属しない区域 |
| | 第2分団 | 飯崎、角間沢、小谷、摩辰、南鳩原、北鳩原、羽倉、大富、金谷、川房、大田和及び小屋木の区域 |
| | 第3分団 | 福岡、女場、村上、泉沢、角部内、下姥沢・上姥沢、井田川、浦尻、下浦、上浦、行津、上耳谷、下耳谷及び神山の区域 |
| 鹿 島 | 第1分団 | 第2分団、第3分団及び第4分団に属しない区域 |
| | 第2分団 | 上寺内、寺内、三里、西川原団地、大谷地、江垂、塩崎、川子、大内、鳥崎及び小島田の区域 |
| | 第3分団 | 南屋形、北海老、南海老、北屋形、南柚木、永田及び永渡の区域 |

| | | |
|-----------|------|---|
| | 第4分団 | 上栃窪、栃窪、御山、白坂、角川原、横手、山下、車川、浮田、岡和田、牛河内、小山田、小池及び檍原の区域 |
| 原 町 区団 | 第1分団 | 第2分団、第3分団、第4分団及び第5分団に属しない区域 |
| | 第2分団 | 小木迫、鶴谷、矢川原、高、上太田、中太田、下太田、片倉、益田及び牛来の区域 |
| | 第3分団 | 萱浜、北原、大甕、零、小浜、江井、下江井、堤谷及び小沢の区域 |
| | 第4分団 | 上北高平、上高平、下高平、下北高平、泉、北泉及び金沢の区域 |
| | 第5分団 | 馬場、大木戸、牛越、石神、押釜、高倉、大原、大谷、信田沢、深野、長野、北長野及び北新田の区域、雲雀ヶ原 |

別表第2 (第16条関係)

給貸与品

| 品目 | 員数 | 使用期間 | 給貸与の区分 | 給貸与該当者 |
|-----------|------|------|--------|----------------------|
| 甲種制服 | 上下1組 | 5年 | 貸与 | 副分団長以上の消防団員及びラッパ部団員 |
| 盛夏略衣 | 上下1組 | 5年 | 貸与 | 全消防団員（機能別団員を除く。） |
| 盛夏略衣（礼式用） | 上下1組 | 8年 | 貸与 | ラッパ部団員 |
| 階級章 | 1個 | 5年 | 貸与 | 全消防団員（機能別団員を除く。） |
| 制帽 | 1個 | 5年 | 貸与 | 副分団長以上の消防団員及びラッパ部団員 |
| 盛夏制帽 | 1個 | 8年 | 貸与 | 副分団長以上の消防団員 |
| アポロキャップ | 1個 | 8年 | 貸与 | 全消防団員（機能別団員を除く。） |
| 盛夏略帽 | 1個 | 8年 | 貸与 | 全消防団員（機能別団員を除く。） |
| 活動服 | 上下1組 | 5年 | 貸与 | 全消防団員（機能別団員を除く。） |
| ネクタイ | 1本 | 5年 | 支給 | 全消防団員（機能別団員を除く。） |
| 長靴 | 1足 | 5年 | 支給 | 全消防団員 |
| オレンジ色ベルト | 1本 | 8年 | 貸与 | 全消防団員（機能別団員を除く。） |
| 青灰色ベルト | 1本 | 8年 | 貸与 | 全消防団員（機能別団員を除く。） |
| 白色ベルト | 1本 | 8年 | 貸与 | ラッパ部団員 |
| タレ付ヘルメット | 1個 | 8年 | 貸与 | 全消防団員 |
| 現場防火衣 | 1着 | 8年 | 貸与 | 部長以下の消防団員（機能別団員を除く。） |

| | | | | |
|--------|----|----|----|-------------|
| | | | | 員を除く。) |
| 名入り防火衣 | 1着 | 8年 | 貸与 | 副分団長以上の消防団員 |
| 飾緒 | 1組 | 8年 | 貸与 | ラッパ部団員 |
| 短靴 | 1足 | 8年 | 貸与 | ラッパ部団員 |
| 雨具 | 1着 | 5年 | 貸与 | 全消防団員 |
| 法被 | 1着 | 5年 | 貸与 | 機能別団員 |

備考 ラッパ部団員の制帽には、白覆を付ける。

持続可能な消防団組織の構築に関する報告書 (概要版)

令和 7 年 7 月

南相馬市消防団組織等検討委員会

1 作成の趣旨

消防団員数は全国的に減少傾向にあり、本市においても、人口の減少や東日本大震災等の影響により団員確保に苦慮している状況です。

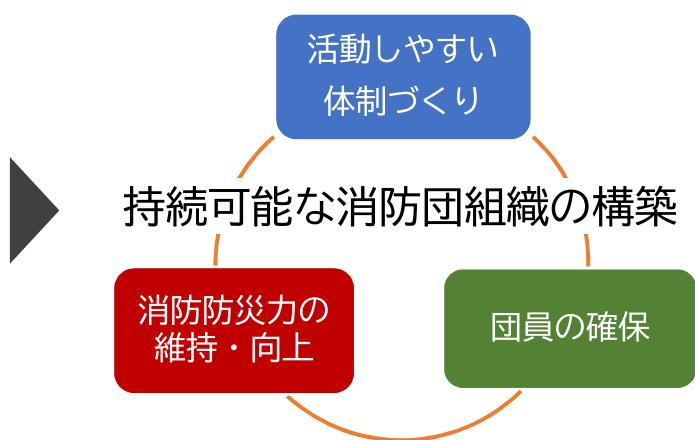
南相馬市消防団では、現状における課題を整理するとともに、限られた人員と資源で将来にわたって消防団が地域防災力を発揮できる対応策等について検討し、「持続可能な消防団組織の構築に関する報告書」としてまとめました。

2 南相馬市消防団における課題と対応策の概要

【主な課題】

- 団員数の減少
- 団員の平均年齢上昇
- 勤務形態変化（勤め人化）

【対応策の柱】



【対応策の柱と主な取組】

| I. 活動しやすい体制づくり | II. 消防防災力の維持・向上 | III. 団員の確保 |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">○分団・部の統合○区域間応援体制の強化○行事の簡素化・短縮化 (団員負担の軽減)○情報通信技術の活用 | <ul style="list-style-type: none">○幹部体制の見直し (意思決定の迅速化等)○本団機能の強化○機能別団員の活性化 | <ul style="list-style-type: none">○団員負担の軽減○職域消防団などの制度導入検討○SNSや消防団広報誌の活用○地域や事業所との連携 |

3 南相馬市消防団の現状と課題

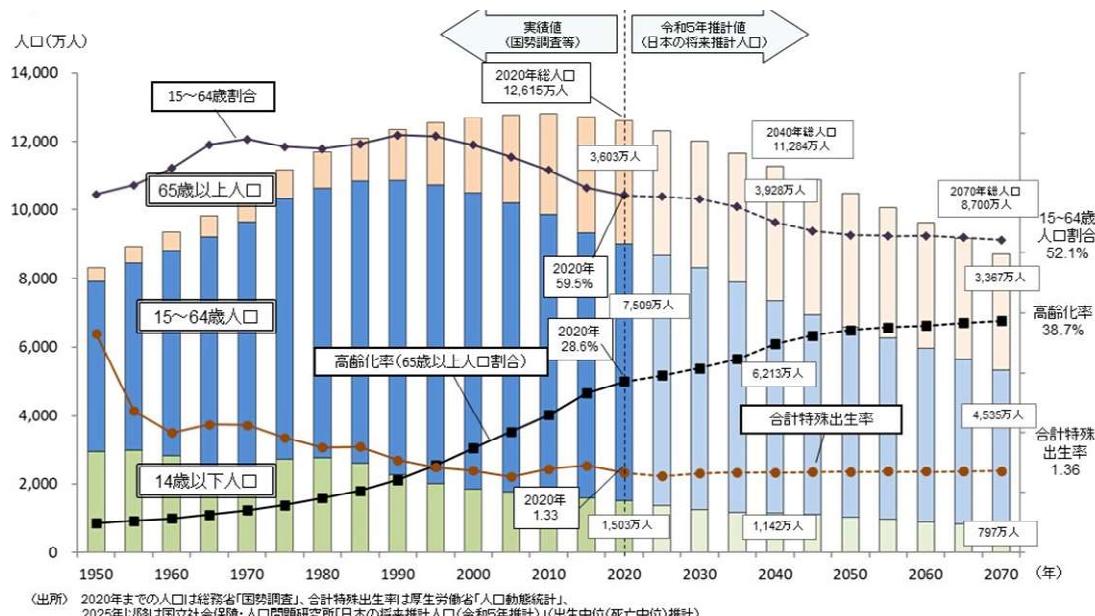
団員数の減少

日本の人口は減少局面を迎えており、2070年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は39%の水準になると推計されています。

これは、消防団入団候補者の大幅な減少でもあります。

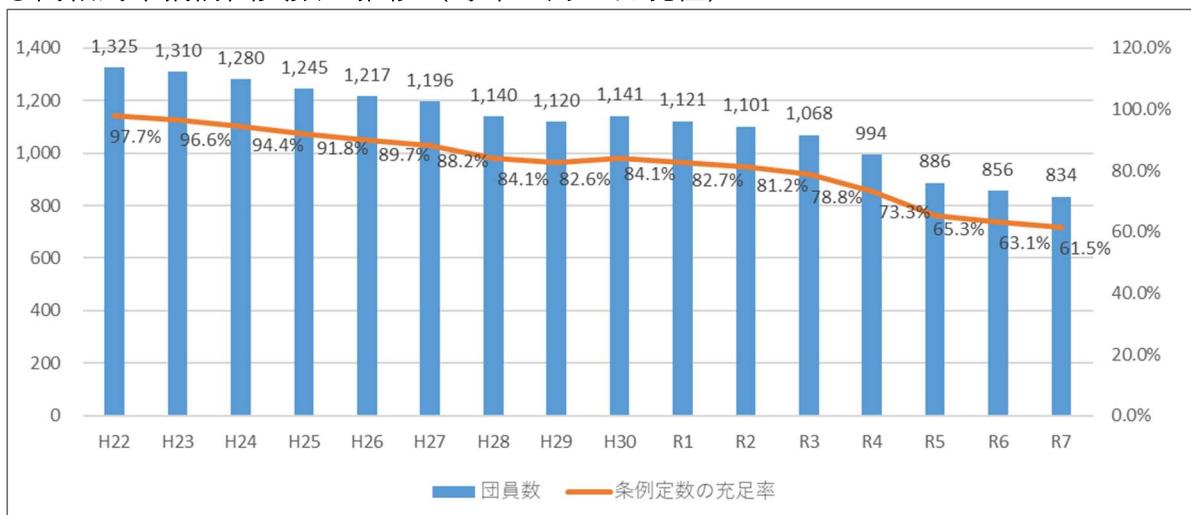
本市の消防団員数は、東日本大震災前の平成22年には1,325人でしたが、令和7年には834人まで減少しています。

●日本の人口等の推移



（厚生労働省HPより）

●南相馬市消防団員数の推移（毎年4月1日現在）

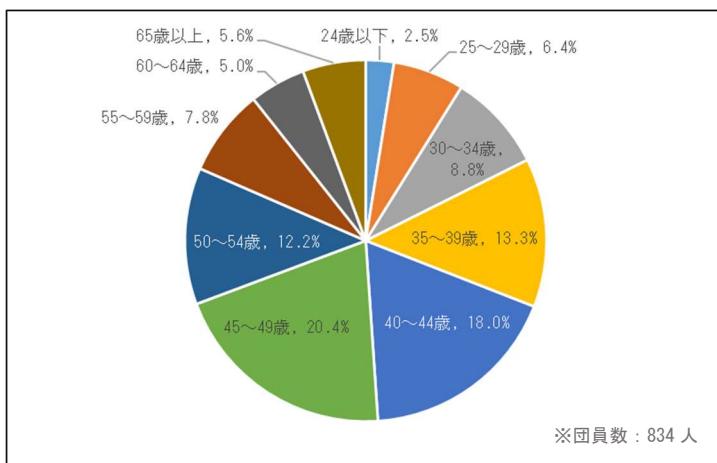


団員の平均年齢上昇と勤務形態の変化

本市の消防団員の平均年齢は44.8歳で、5歳刻みでは35歳～54歳の年齢層が多く、35歳未満は若いほど比率が減る傾向にあります。

また、本市の消防団における被用者の比率は約8割とサラリーマン化（勤め人化）が進んでおり、昼間の火災対応には勤務先等の理解が欠かせません。

●南相馬市消防団の年齢構成 (R7.4.1現在)

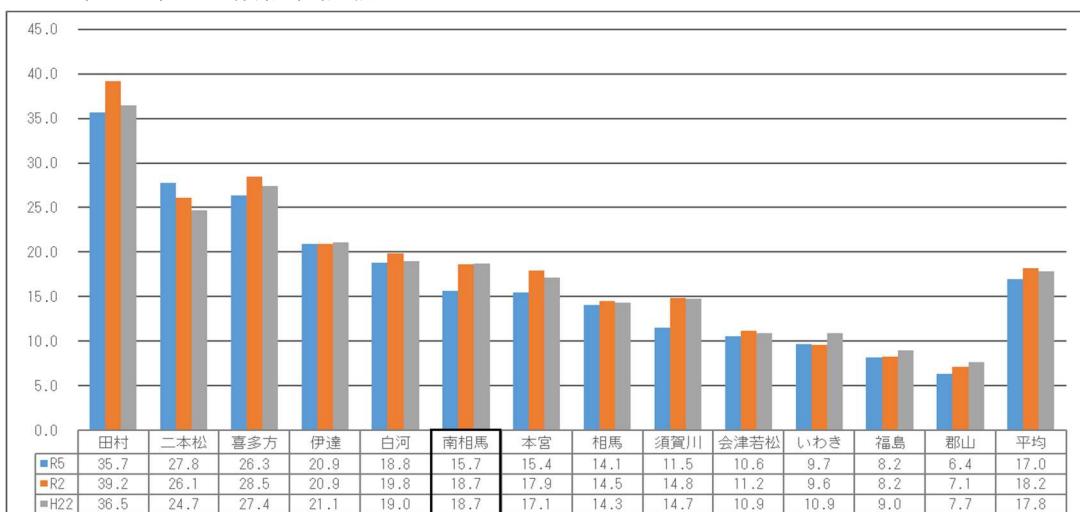


県内他市の状況（参考）

本市の消防団員数は、人口当たりでは県内13市中6番目の人数であり、相対的に低い水準ではありませんが、今後も当面の間、団員数の維持は困難が見込まれます。

県内の概ねの市では、団員数の減少等に伴い条例定数の改正を行っており、本市においても定数の見直しはやむを得ない状況です。

●人口千人当たり消防団員数



※人口は、10月1日現在であり、R5は福島県統計課「福島県の推計人口」による推計人口を、R2・H22は、統計局「国勢調査」による常住人口を使用した。

※団員数は、4月1日現在であり、各年度とも福島県「消防防災年報」の団員数を使用。

団員数減少に伴う部の統合

本市消防団の体制（※）は、東日本大震災以前は3区団・12分団・98部でしたが、部を統合・再編し、令和7年現在は63部になっています。令和8年度では、54部への更なる統合を検討しています。

基礎的な活動単位である部の人数（屯所に配置されている人数）が少ないと、火災時の出動や平時における活動が困難となるおそれがあるため、人数が少なくなった部は、近隣の部と統合し、管轄する地区を広域化して対応しています。

※本市消防団の体制 区団・分団・部について

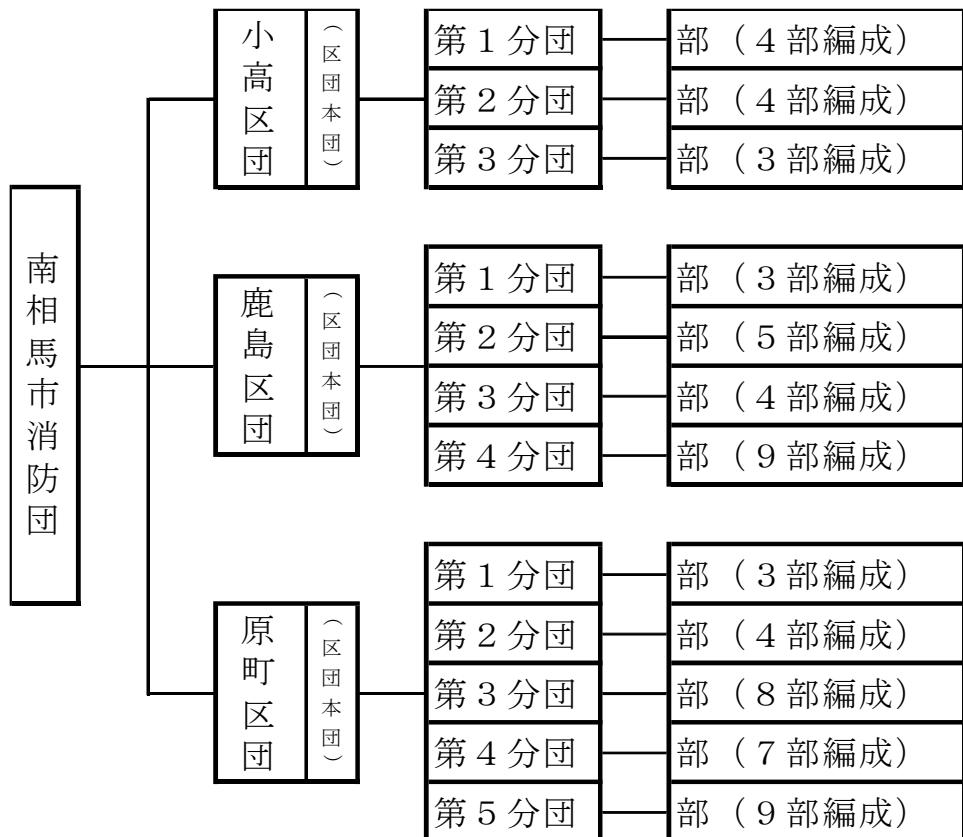
区団は、小高区団・鹿島区団・原町区団の3区団に分かれています。

分団は、それぞれ各区内のおおまかな地区を管轄する活動単位です。

部は、消防団における最も基礎的な活動単位です。全体的に1つの部が、

1か所の消防屯所を拠点に、消防車両・小型動力ポンプ各1台を運用し活動しています。

●南相馬市消防団組織構成（概略図）



4 持続可能な消防団組織構築のための対応策

【対応策の柱Ⅰ】活動しやすい体制づくり

(1) 区域間応援体制の強化と分団・部の統合

構成単位である部の団員数が減少すると、車両の運用や部自体の運営が困難になることに加え、毎回同じ団員が出動等をすることになり、残された団員への負担が増加するという問題が生じます。消防団では、地域の実情に鑑み、分団・部を統合しながら、区域間の応援体制の強化を図り、広域的・全市的に火災等対応にあたる体制を推進しています。

なお、統合は組織充実に有効である一方、管轄範囲が広がりすぎると地元との結びつきが薄れ、活動意欲が弱まってしまうとの団員の声もあります。

統合に当たっては、地元行政区の十分な理解を得て進めていく必要があることから、地域ごとの実情を十分に踏まえ、慎重な協議と検討を重ねて進めています。

(2) 行事等の見直しによる団員負担の軽減

消防庁の「消防団員の処遇等に関する検討会」では、若年層の加入のためには、「消防団活動は厳しく負担が重い」というイメージを払拭する必要があると報告されています。

本市消防団ではこれまで操法大会練習における過度な負担の軽減や検閲式等各種行事の実施時間短縮等を先行して実施していますが、今後も不断の見直しを行います。

(3) ICT（情報通信技術）の活用による団員負担の軽減

各種連絡や火災・災害時における出動者の集計等の負担を軽減するため、令和5年から情報共有アプリ「オクレンジャー」を導入しています。

今後、人事関係手続きをオンライン化し、団員の書類提出等の負担の軽減を図るなど、ICT（情報通信技術）を活用した取組を検討・推進します。



◀消防操法大会練習風景

消防技術を競い合う消防操法大会については、本市では、希望チームのみの任意参加制・県大会等に合わせた隔年での市大会開催への変更など、過度な団員負担の軽減を図りながら、十分な訓練機会を確保し、消防力を維持向上できるよう努めています。

(4) 条例定数の見直し

本市消防団における条例定数は1,356人で、合併前の3市町の定数合計を引き継いでいますが、東日本大震災や少子高齢化の影響等により、合併以前と比較して、本市の人口や地域ごとの居住実態は大きく変化しているほか、団員数に係る条例定数と実団員数に乖離が生じています。

適正な条例定数へと見直し、将来にわたり消防防災力を発揮できる体制づくりを行うため、他市の手法等を参考に、条例定数を1,075人と算定しました。分団・部の統合を進めながら、活動しやすい体制づくりを行います。

※この見直しは定数について行うものであり、実団員数を制限又は削減するものではなく、消防団の活動に影響が生じるものではありません。
また、将来における団員加入上限を定めるものではありません。

A) 災害対応能力からの算定

東日本大震災の際と同等の災害対応能力を維持することを目標とします。

大震災における本市の最大出動団員数は645人であり、消防庁の「東日本大震災における消防団員の活動等に関する調査結果」によると、大震災の発生直後に活動できた団員は61%であったことから、大規模災害時における一般の出動率として6割と見込みました。

$$\text{最大出動数 } 645 \text{ 人} \div \text{出動率 } 6 \text{ 割} = \text{条例定数 } 1,075 \text{ 人}$$

B) 火災対応能力からの算定

周囲の安全等を確認しながら消火活動を行うために必要な団員数から、下表のとおり火災対応に必要な団員数を算定しました。

●見直し後の消防団員数（条例定数）（案）

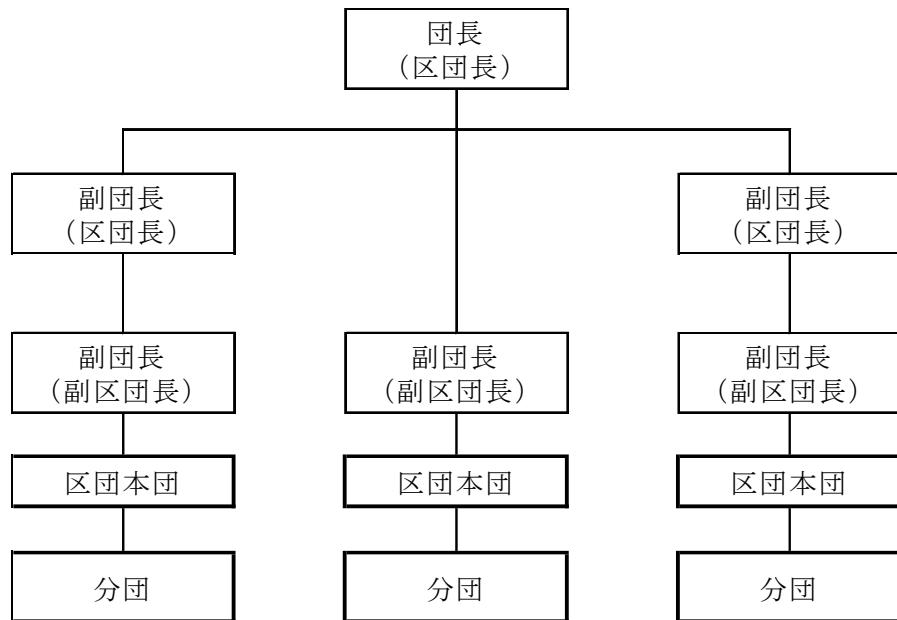
| 項目 | 人数 |
|--------------------|-------------------------|
| 小型ポンプ積載車運用に要する団員数 | 54台×4人×3組＝648人 |
| タンク車・ポンプ車運用に要する団員数 | 9台×5人×3組＝135人 |
| 小計（正規団員数） | 783人 |
| 機能別団員の数 | 大規模災害時対応等に要する人数（前述）292人 |
| 総計 | 1,075人 |

【対応策の柱Ⅱ】消防力の維持・向上

(1) 指揮系統の整理と意思決定の迅速化（副団長の役割の整理）

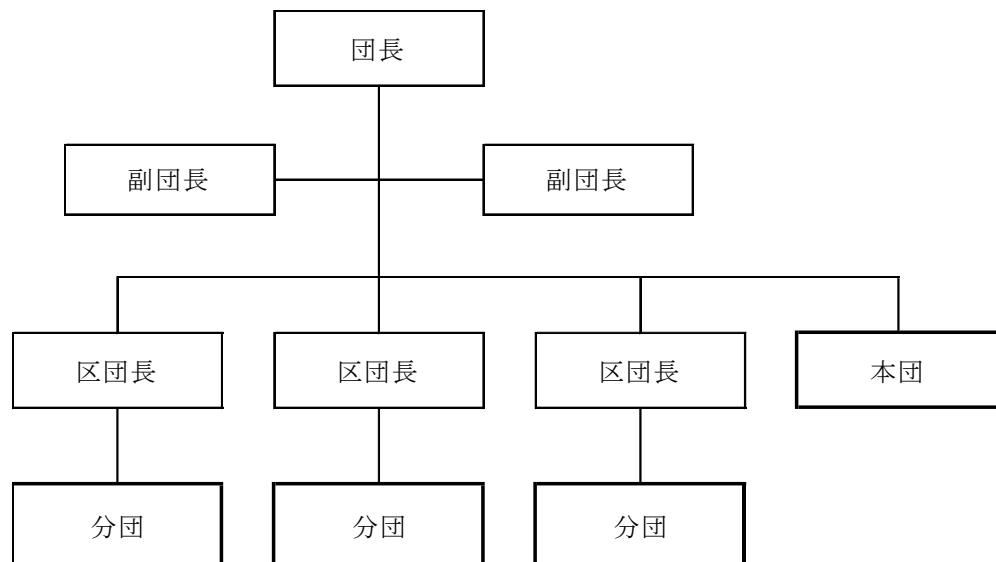
幹部（団長・副団長等）の役割分担・報酬額等を整理し、指揮系統の整理と意思決定の迅速化を図ります。

●これまでの幹部体制のイメージ



指揮系統整理と意思決定迅速化

●新しい幹部体制のイメージ



(2) 本団機能の強化

訓練指導員・ラッパ部等の本団機能については、各区団内に分散して配置していましたが、新たに消防団全体を統括する本団を配置することで、団全体に対して統一的な支援や訓練指導等を行える体制を整え、消防団活動の一
体性をより高めるとともに、区団間の連携の強化を図ります。

●本団各部の主な役割等

| 部門名 | 主な役割等（火災・災害対応等を除く） |
|------------|--|
| 庶務部 [新設] | 団全体に係る各種連絡調整、団の会計 |
| 訓練部 | 団全体に係る訓練方針の立案、訓練の指導、評価、安全管理、知識技能の伝達等 |
| ラッパ部 | 行事・式典におけるラッパ吹奏、団の規律維持と士気高揚を図る（※） |
| ドローン部 [新設] | 火災対応・行方不明者捜索の際、必要に応じドローンを操作し、現場状況の把握等を行う |
| 予防広報部 [新設] | 広報活動（防火広報、消防団のPR、団員募集等）、行事の司会進行等 |

※ラッパ部の役割と処遇の見直し

ラッパ部員については、これまで、式典等におけるラッパ吹奏等を主な出動機会としており、その活動内容の違い等から、一般の団員よりも年額報酬を低く設定していました。

団員数が減少している中、地域防災力を確保する観点から、今後はラッパ部員を含めた全団員が火災・災害対応等でも活躍できるよう体制を見直すとともに、団員間の報酬格差の解消を図ります。

▼式典におけるラッパ吹奏



▼ドローン活用（行方不明者捜索）



【対応策の柱Ⅲ】消防団員の確保

現役団員からの加入呼びかけのほか、地域や市内事業所等との連携を深め、団員募集に引き続き取組みます。

市内的人口が限られている中で消防団員を確保していくため、今後、事業所に係る職域消防団員や、学生消防団員等の制度導入を検討していきます。

なお、令和5年度から、広報担当の団員により、消防団広報誌の定期的な発行や、SNS (Instagram) 等を活用した若年層へのPRを実施しています。

また、団員の多くは勤め先を持つ被用者であり、円滑な活動のためには、職場と家族の理解が不可欠です。団員負担の軽減を図り、活動への理解を得やすい環境をつくりながら、消防団への理解促進等に係る広報活動も行っていく必要があります。

広報活動に当たっては、若年層向け・家族向け・移住者向け等、ターゲットを明確にし、有効性の向上を図っていきます。

●広報活動の例

▼SNS (Instagram)



▼広報誌発行



▼イベントでのPR



▼県と合同の企業訪問活動



持続可能な消防団組織の構築に関する報告書

令和 7 年 7 月

南相馬市消防団組織等検討委員会

はじめに

消防団員は、それぞれが本業を持つ傍ら、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、地域防災の要として、消防防災活動を行っています。その活動は、消火活動のみならず、大規模災害時における救助救出活動や避難誘導のほか、平常時における住民への防火指導や巡回広報、特別警戒など、地域に密着した活動を展開しており、消防団は地域における消防力・防災力の向上と地域コミュニティの活性化に大きな役割を果たしています。

近年、局地的な豪雨や大型台風などによる風水害が激甚化・頻発化しており、地震も各地で発生しています。本市においても、東日本大震災をはじめ、令和元年東日本台風、令和3年と令和4年の地震、令和5年台風第13号により、大規模な災害で大きな被害を受けました。

消防庁では、「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律）」において、消防団を「将来にわたり地域防災力の中核として欠かすことのできない代替性のない存在」と位置付けており、消防団への期待は非常に高まっています。

一方、日本の人口は減少局面を迎える、消防団員数は全国的に減少傾向にあり、本市の消防団も団員の確保に苦慮している現状です。

限られた資源で、いかに消防団の充実強化と地域防災力の維持・強化を図るかが課題となっています。

このような背景から、本市の実情と地域のニーズに適切に対応し、将来にわたって消防団が地域防災力を十分に發揮するための『持続可能な消防団体制』を構築する必要があります。

南相馬市消防団では、令和元年度から令和7年7月までに消防団組織等検討委員会のほか消防団幹部会等を含め、18回の協議を行い、改善案のうち可能な取組等については、随時実施してきました。

この度、これまでの検討結果を踏まえ、消防団員数の減少を前提としながら、活動しやすい環境を整備し、団員の負担を軽減するとともに、団員個々の資質と組織全体の能力向上を図るために取組むべき施策等について、検討委員会として取りまとめたので報告します。

令和7年7月

南相馬市消防団 団長 片岡 芳廣

目 次

| | |
|---|----|
| 第1章 南相馬市消防団の現状と課題 | 3 |
| 1 団員数の減少と高齢化 | 3 |
| 2 勤務形態の変化 | 8 |
| 3 団員数減少に伴う部の統合 | 9 |
| 第2章 課題と対応策の整理 | 13 |
| 第3章 持続可能な消防団組織構築のための対応策 | 14 |
| 1 活動しやすい体制づくり | 14 |
| 2 消防力の維持・向上 | 20 |
| 3 消防団員の確保 | 27 |
| 第4章 スケジュール（案） | 28 |
| 第5章 令和7年度南相馬市消防団組織等検討委員会委員名簿 | 29 |

第1章 南相馬市消防団の現状と課題

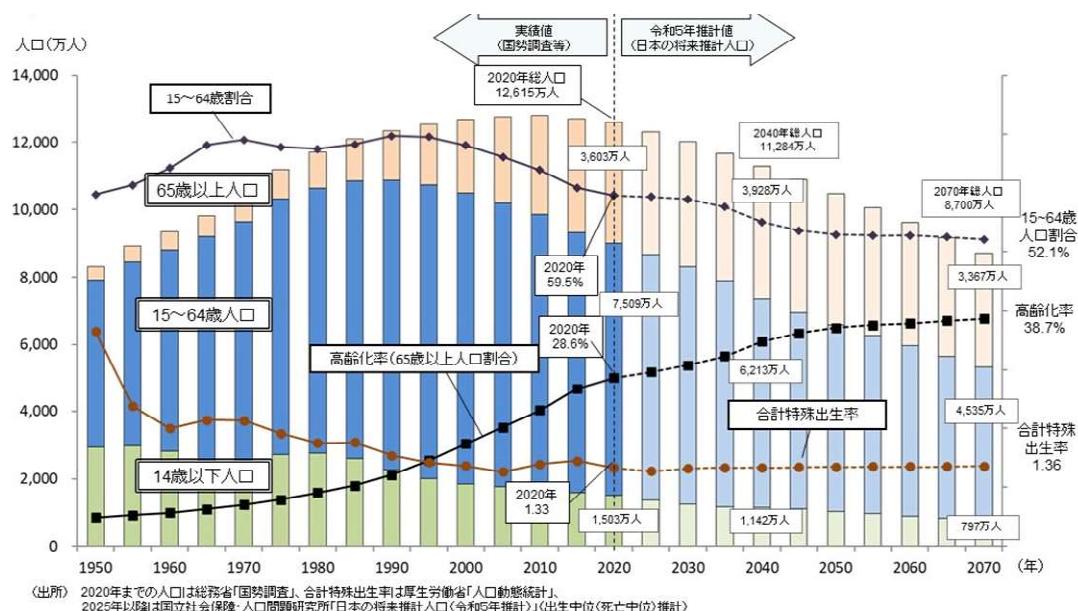
1 団員数の減少と高齢化

(1) 人口の減少

日本の人口は減少局面を迎えており、2070年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は39%の水準になると推計されています。

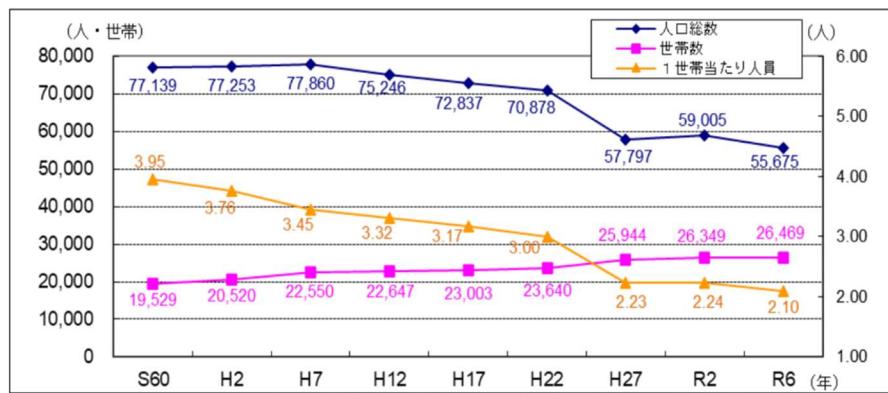
本市においても、震災前の平成22年から人口は21%減少しています。
これは、消防団入団候補者の大幅な減少でもあります。

●日本の人口等の推移



（厚生労働省HPより）

●南相馬市の人口等の推移



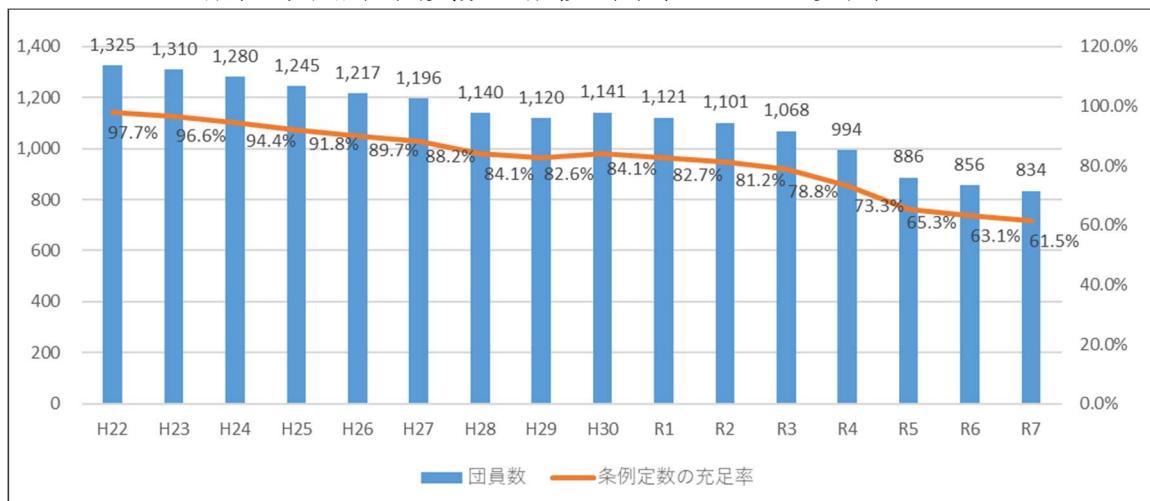
（南相馬市「まちDス2024」より）

(2) 本市消防団における団員数の推移

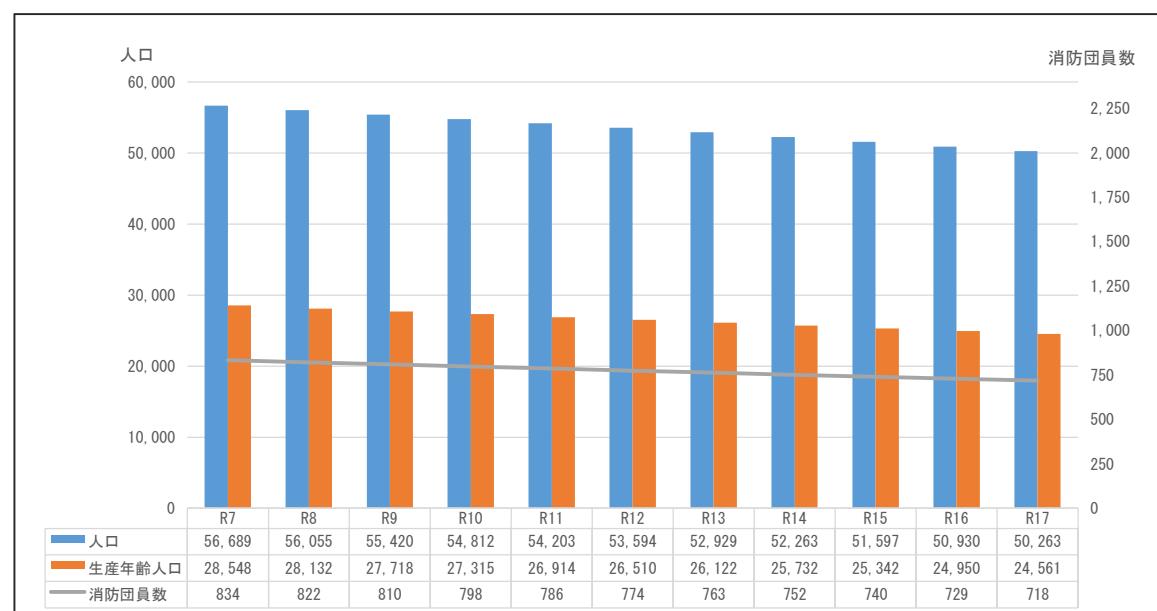
本市消防団員は、東日本大震災前の平成 22 年には 1,325 人でしたが、令和 7 年には 834 人まで減少しており、本市の人口推計を基に推計すると、10 年後である令和 17 年には 718 人程度まで減少するものと見込まれます。

定員（条例定数）1,356 人に対する充足率も、97.7%（平成 22 年）から 61.5%（令和 7 年）となり、実人員との差異が大きくなっています。

●これまでの南相馬市消防団員数の推移（毎年 4 月 1 日現在）



●南相馬市の人口推計から求めた今後の消防団員数の推計



※南相馬市の生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満の人口）と同じペースで消防団員数も減少していくものとして推計。

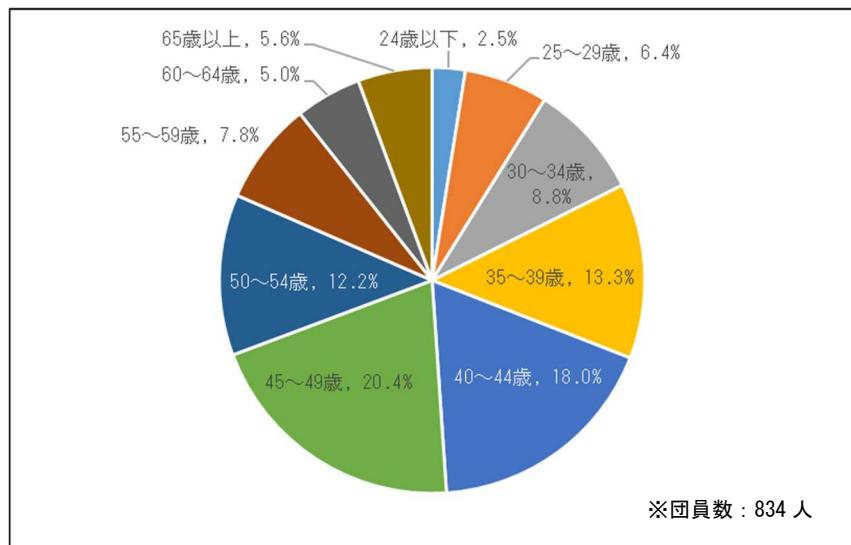
※人口・生産年齢人口の推計値は、「南相馬市第三次総合計画」（令和 5 年 3 月）の「ベース推計人口」による。各年 10 月 1 日における、住民票の有無を問わず本市に現住されている方の人口で、推計時までの取組の成果が維持されたものとして推計したもの。

(3) 本市消防団員の年齢構成

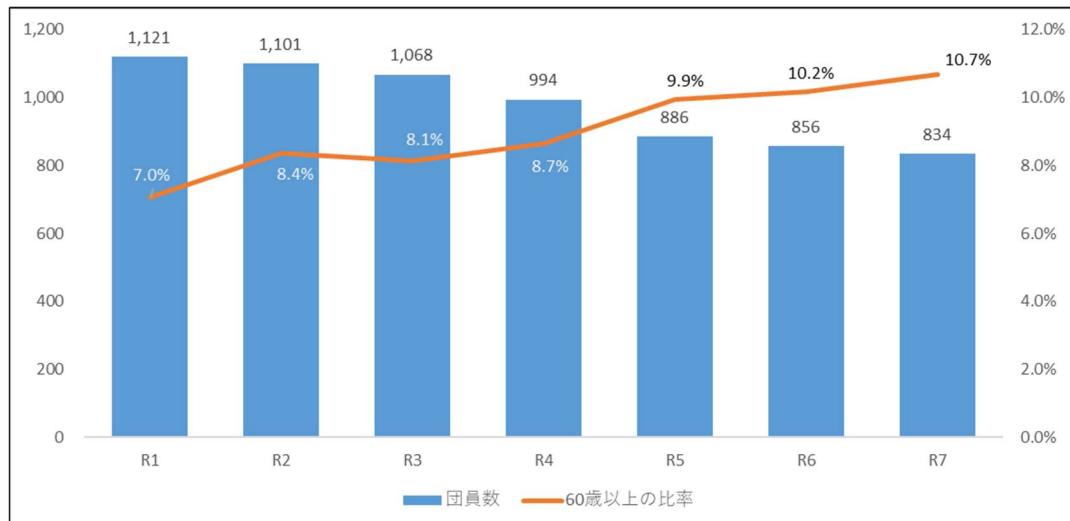
本市消防団員の平均年齢は44.8歳で、5歳刻みで分けると、35歳～54歳の年齢層が多い状況です。35歳未満の団員は、それ以降の年齢層と比べ少ない割合であり、60歳以上の団員（機能別団員を含む。）の比率は上昇傾向にあります。

人口減・少子高齢化の状況も踏まえ、今後、団員数や年齢構成の維持については困難が増していくことが想定されます。

●南相馬市消防団の年齢構成（令和7年4月1日現在）



●南相馬市消防団の60歳以上の団員数等の推移



(4) 県内他市の状況（参考）

県内他市では、団員数の減少に伴い、令和元年度以降、条例定数の改正を行っています。

本市における団員数は人口当たりでは県内 13 市中 6 番目の人数であり、相対的に低い水準ではありませんが、生産年齢人口（15～64 歳）の減少率は県内で最も高く、今後も当面の間、団員数の維持は困難が見込まれます。

のことから、本市においても、条例定数の見直しは、やむを得ない状況です。

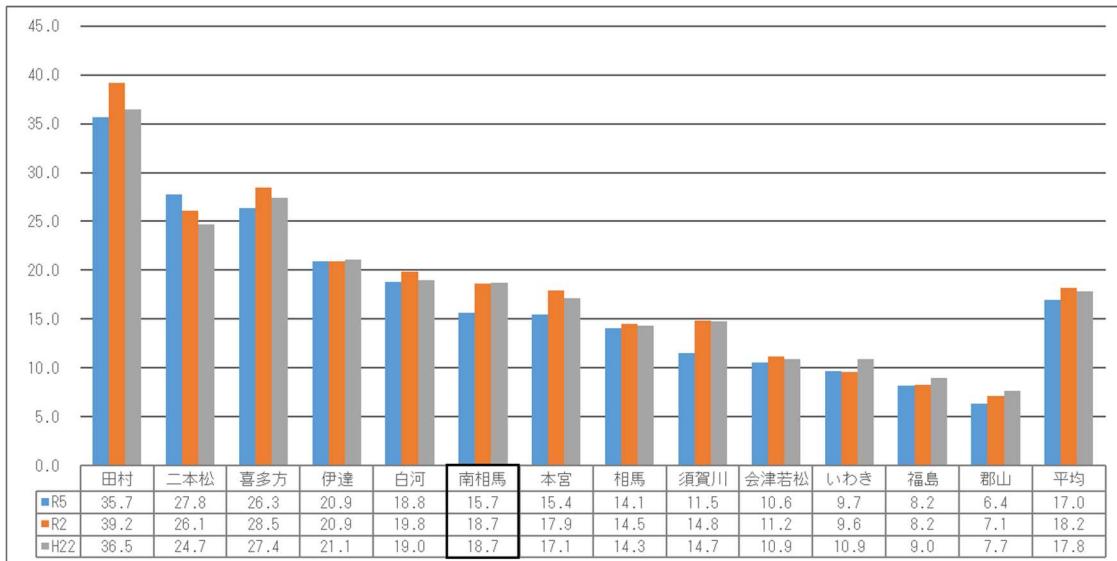
●県内他市の条例定数見直し状況

| No. | 自治体名 | 改正有無 ※1 | 改正時期 ※1※2 | 条例定数 | | | |
|-----|-------|------------|--------------|-----------|-----------|-------|---------|
| | | | | 改正後 ※1 | 改正前 ※1 | 増減 | 増減率 |
| 1 | 福島市 | ○ | R5. 4. 1 | 2, 587 | 2, 660 | ▲ 73 | -2. 7% |
| 2 | 二本松市 | ○ | R4. 4. 1 | 1, 473 | 1, 492 | ▲ 19 | -1. 3% |
| 3 | 伊達市 | ○ | R4. 4. 1 | 1, 323 | 1, 515 | ▲ 192 | -12. 7% |
| 4 | 本宮市 | ○ | R5. 4. 1 | 488 | 541 | ▲ 53 | -9. 8% |
| 5 | 郡山市 | ○ | R2. 4. 1 | 2, 500 | 2, 700 | ▲ 200 | -7. 4% |
| 6 | 須賀川市 | ○ | H31. 4. 1 | 998 | 1, 221 | ▲ 223 | -18. 3% |
| 7 | 田村市 | ○ | R7. 4. 1 | 1, 000 | 1, 412 | ▲ 412 | -29. 2% |
| 8 | 白河市 | × | | 1, 294 | 1, 294 | | |
| 9 | 会津若松市 | ○ | R6. 4. 1 | 1, 139 | 1, 436 | ▲ 297 | -20. 7% |
| 10 | 喜多方市 | ○ | R4. 4. 1 | 1, 300 | 1, 436 | ▲ 136 | -9. 5% |
| 11 | 相馬市 | ○ | R5. 4. 1 | 547 | 560 | ▲ 13 | -2. 3% |
| 12 | いわき市 | ○ | R4. 9. 22 | 3, 200 | 3, 800 | ▲ 600 | -15. 8% |
| 13 | 南相馬市 | 今回改正 | R8. 4. 1 | 1, 075 | 1, 356 | ▲ 281 | -20. 7% |
| 平均 | | | | 1, 456 | 1, 648 | ▲ 208 | -12. 5% |

※1 各市の例規情報等を基に南相馬市で作成。

※2 複数回改正を行っている場合、直近の改正時期を掲載。

●人口千人当たり消防団員数



※人口は、10月1日現在であり、R5は福島県統計課「福島県の推計人口」による推計人口を、R2・H22は、統計局「国勢調査」による常住人口を使用した。

※団員数は、4月1日現在であり、各年度とも福島県「消防防災年報」の団員数を使用。

●人口及び生産年齢人口の推移

東日本大震災等前からの人口の減少率は、県内で本市が最も高い状況にあります。

| No. | 自治体名 | 常住人口（国勢調査人口） | | | うち、生産年齢人口（15～64歳） | | |
|-----|-------|--------------|------------|------------|-------------------|------------|------------|
| | | R2 (人) | H22 (人) | 増減率 (%) | R2 (人) | H22 (人) | 増減率 (%) |
| 1 | 福島市 | 282,693 | 292,590 | -3.4% | 165,508 | 180,618 | -8.4% |
| 2 | 二本松市 | 53,557 | 59,871 | -10.5% | 29,341 | 36,188 | -18.9% |
| 3 | 伊達市 | 58,240 | 66,027 | -11.8% | 31,236 | 39,060 | -20.0% |
| 4 | 本宮市 | 30,236 | 31,489 | -4.0% | 17,775 | 19,571 | -9.2% |
| 5 | 郡山市 | 327,692 | 338,712 | -3.3% | 200,216 | 217,826 | -8.1% |
| 6 | 須賀川市 | 74,992 | 79,267 | -5.4% | 43,936 | 49,946 | -12.0% |
| 7 | 田村市 | 35,169 | 40,422 | -13.0% | 18,906 | 23,601 | -19.9% |
| 8 | 白河市 | 59,491 | 64,704 | -8.1% | 34,797 | 40,373 | -13.8% |
| 9 | 会津若松市 | 117,376 | 126,220 | -7.0% | 66,754 | 75,972 | -12.1% |
| 10 | 喜多方市 | 44,760 | 52,356 | -14.5% | 23,376 | 29,232 | -20.0% |
| 11 | 相馬市 | 34,865 | 37,817 | -7.8% | 19,761 | 22,832 | -13.5% |
| 12 | いわき市 | 332,931 | 342,249 | -2.7% | 190,243 | 208,667 | -8.8% |
| 13 | 南相馬市 | 59,005 | 70,878 | -16.8% | 32,513 | 42,196 | -22.9% |
| | 平均 | 116,231 | 123,277 | -8.3% | 67,259 | 75,852 | -14.4% |

※統計局「国勢調査」から作成

2 勤務形態の変化

日本における消防団員の職業構成は、下図のとおり、昭和40年頃は被用者の割合は3割未満でしたが、現在は全国平均で7割程度まで増加しており、サラリーマン化（勤め人化）が進んでいます。

本市消防団における被用者の比率は約8割であり、昼間の火災等への出動人員確保には、団員各位や勤務先の理解が欠かせません。

そのため、団員募集と並行して、広報活動や企業訪問などを通し、消防団の活動や意義等について普及啓発活動を続けていく必要があります。



(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」及び「消防団の組織概要等に関する調査」により作成

(出典：消防庁)

3 団員数減少に伴う部の統合

本市消防団の体制（※）は、東日本大震災以前は3区団・12分団・98部でしたが、部を統合・再編し、令和7年現在は63部になっています。

東日本大震災の影響により、本市の行政区の一部では統合や閉区が行われましたが、消防団においても人数が減少し、活動が困難となる部が生じました。

そのため、活動が困難となった部は、近隣の部と統合し、管轄する地区を広域化することで、組織として活動するための人数を確保しています。

部の人数が少なくなった場合、出動に必要な人員を確保することが難しくなるほか、平時における車両・小型動力ポンプ等の維持管理や夜警等の広報活動も困難となり、その結果、所属団員1人当たりの負担が増加し、さらなる退団や新入団の忌避へと繋がる、負のスパイラルに陥るおそれがあります。

※本市消防団の体制 区団・分団・部について

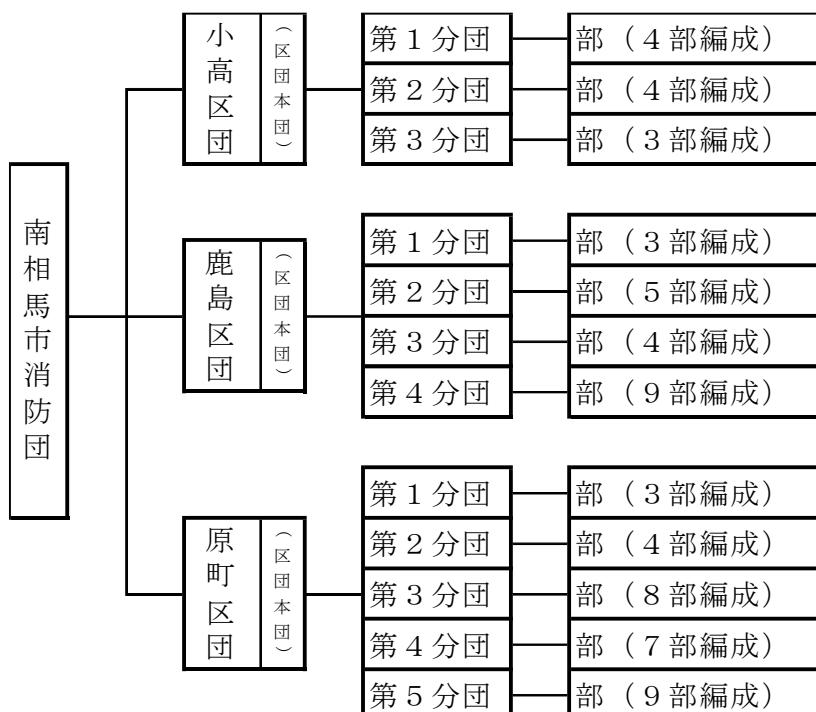
区団は、小高区団・鹿島区団・原町区団の3区団に分かれています。

分団は、それぞれ各区内のおおまかな地区を管轄する活動単位です。

部は、消防団における最も基礎的な活動単位です。全体的に1つの部が、

1か所の消防屯所を拠点に、消防車両・小型動力ポンプ各1台を運用し活動しています。

●南相馬市消防団組織構成（概略図）



●これまでの部の統合等状況

| 区団 | 分団 | 管轄地区 | 部の数 | |
|------|------|------|-----|----|
| | | | H22 | R7 |
| 小高区団 | 第1分団 | 中部 | 8 | 4 |
| | 第2分団 | 西部 | 10 | 4 |
| | 第3分団 | 東部 | 11 | 3 |
| | 小計 | | 29 | 11 |
| 鹿島区団 | 第1分団 | 鹿島 | 5 | 3 |
| | 第2分団 | 真野 | 8 | 5 |
| | 第3分団 | 八沢 | 6 | 4 |
| | 第4分団 | 上真野 | 11 | 9 |
| | 小計 | | 30 | 21 |
| 原町区団 | 第1分団 | 原町 | 8 | 3 |
| | 第2分団 | 太田 | 6 | 4 |
| | 第3分団 | 大甕 | 9 | 8 |
| | 第4分団 | 高平 | 7 | 7 |
| | 第5分団 | 石神 | 9 | 9 |
| | 小計 | | 39 | 31 |
| 合計 | | | 98 | 63 |

※一般の部の数（ラッパ部・本部（本団）等を含まない）

●団員数と部の統合状況（令和7年4月1日現在）

【小高区団】

| 所属 | | 団員数 |
|-------------|------|---------------------|
| 本団 | | 7 |
| 本団ラッパ部 | | 9 |
| 第一分団 中 部 | 本部 | - |
| | 第1部 | 南小高（一区、二区、三区、四区、五区） |
| | 第2部 | 4部に統合（川原田） |
| | 第3部 | 4部に統合（岡田） |
| | 第4部 | 川原田、岡田、吉名 |
| | 第5部 | 片草、小高 |
| | 第6部 | 5部に統合（小高） |
| | 第7部 | 大井、塚原 |
| | 第8部 | 7部に統合（塚原） |
| | 分団計 | |
| 第二分団 西 部 | 本部 | - |
| | 第1部 | 飯崎、角間沢 |
| | 第2部 | 小谷、摩辰 |
| | 第3部 | 5部に統合（南鳩原） |
| | 第4部 | 5部に統合（北鳩原） |
| | 第5部 | 羽倉、鳩原、大富 |
| | 第6部 | 5部に統合（大富） |
| | 第7部 | 金谷、川房、大田和、小屋木 |
| | 第8部 | 7部に統合（川房） |
| | 第9部 | 7部に統合（大田和） |
| | 第10部 | 7部に統合（小屋木） |
| | 分団計 | |
| 第三分団 東 部 | 本部 | - |
| | 第1部 | 3部に統合（女場、福岡） |
| | 第2部 | 5部に統合（村上） |
| | 第3部 | 泉沢、女場、福岡、上耳谷、下耳谷、神山 |
| | 第4部 | 5部に統合（角部内） |
| | 第5部 | 姥沢、村上、角部内 |
| | 第6部 | 7部に統合（井田川） |
| | 第7部 | 浦尻、井田川、下浦、行津、上浦 |
| | 第8部 | 7部に統合（下浦） |
| | 第9部 | 7部に統合（行津、上浦） |
| | 第10部 | 3部に統合（上耳谷、下耳谷） |
| | 第11部 | 3部に統合（神山） |
| 分団計 | | 32 |
| 小計 | | 121 |
| 機能別団員計 | | 28 |
| 区団合計 | | 149 |

【鹿島区団】

| 所属 | | 団員数 |
|---------------|------|----------------------|
| 本団 | | 10 |
| 本団ラッパ部 | | 4 |
| 第一分団 鹿 島 | 本部 | - |
| | 機動部 | 第一分団の区域全域 |
| | 第1部 | 町（新町、西町、一区、二区、三区、四区） |
| | 第2部 | 台田中、北右田 |
| | 第3部 | 2部に統合（北右田） |
| | 第4部 | 行政区閉区（南右田） |
| | 分団計 | |
| | 本部 | - |
| | 第1部 | 寺内、三里、西川原団地、大谷地 |
| | 第2部 | 江垂 |
| 第二分団 真 野 | 第3部 | 塩崎、川子 |
| | 第4部 | 3部に統合（川子） |
| | 第5部 | 7部に統合（大内） |
| | 第6部 | 7部に統合（鳥崎） |
| | 第7部 | 小島田、大内、鳥崎 |
| | 第8部 | 上寺内 |
| | 分団計 | |
| | 本部 | - |
| | 第1部 | 南屋形、永田 |
| | 第2部 | 北海老、南海老 |
| 第三分団 八 沢 | 第3部 | 2部に統合（南海老） |
| | 第4部 | 北屋形 |
| | 第5部 | 南柚木、永渡 |
| | 第6部 | 行政区閉区（港） |
| | 分団計 | |
| | 本部 | - |
| | 分団計 | |
| 第四分団 上 真 野 | 本部 | - |
| | 機動部 | 第四分団の区域全域 |
| | 第1部 | 2部に統合（上柄窪） |
| | 第2部 | 上柄窪、柄窪 |
| | 第3部 | 御山、白坂 |
| | 第4部 | 角川原 |
| | 第5部 | 横手 |
| | 第6部 | 山下 |
| | 第7部 | 機動部に統合（浮田、車川） |
| | 第8部 | 岡和田、牛河内 |
| | 第9部 | 小山田 |
| | 第10部 | 小池、檍原 |
| 第11部 | | 10部に統合（檍原） |
| 分団計 | | 78 |
| 小計 | | 227 |
| 機能別団員計 | | 98 |
| 区団合計 | | 325 |

【原町区団】

| 所属 | | 団員数 | |
|--------|---|--------------------|-----|
| 本団 | | 14 | |
| 本団ラッパ部 | | 11 | |
| 本部 | - | 3 | |
| 機動部 | 国見町、国見町団地、上町、西町、三島町、仲町、北町、小川町、本町、南町、本陣前、橋本町、栄町、大町、東町、旭町、二見町、青葉町 | 11 | |
| 第1部 | 機動部に統合（橋本町、南町、上町、西町、本陣前、二見町、国見町、三島町） | | |
| 第2部 | 機動部に統合（本町、北町、小川町、東町、仲町） | | |
| 第3部 | 機動部に統合（栄町、大町、旭町、青葉町） | | |
| 第4部 | 本部で管轄（錦町、桜井町、高見町、日の出町） | | |
| 第5部 | 上渋佐 | 5 | |
| 第6部 | 陣ヶ崎一、陣ヶ崎二 | 7 | |
| | 分団計 | 26 | |
| 第二分団 | 本部 | 3 | |
| 太田 | 機動部 | 8 | |
| | 第1部 | 機動部に統合（上太田、片倉、矢川原） | |
| | 第2部 | 中太田、下太田、牛来 | 13 |
| | 第3部 | 鶴谷、小木迫 | 8 |
| | 第4部 | 高一、高二、益田 | 9 |
| | 第5部 | 一分団6部に編成替え（陣ヶ崎） | |
| | | 分団計 | 41 |
| 第三分団 | 本部 | 3 | |
| 大甕 | 第1部 | 北原 | 9 |
| | 第2部 | 萱浜 | 6 |
| | 第3部 | 北萱浜 | 11 |
| | 第4部 | 零 | 7 |
| | 第5部 | 大甕上、大甕下 | 11 |
| | 第6部 | 小浜 | 8 |
| | 第7部 | 江井、下江井 | 11 |
| | 第8部 | 堤谷 | 1 |
| | 第9部 | 小沢 ※沿岸部 | |
| | | 分団計 | 67 |
| 第四分団 | 本部 | 3 | |
| 高平 | 第1部 | 北泉 | 6 |
| | 第2部 | 泉 | 10 |
| | 第3部 | 下北高平、下高平 | 12 |
| | 第4部 | 上高平一、上高平二 | 16 |
| | 第5部 | 上北高平二 | 11 |
| | 第6部 | 金沢 | 9 |
| | 第7部 | 上北高平一、上北高平三 | 14 |
| | | 分団計 | 81 |
| 第五分団 | 本部 | 3 | |
| 石神 | 第1部 | 大原、大谷 | 6 |
| | 第2部 | 深野 | 11 |
| | 第3部 | 信田沢 | 10 |
| | 第4部 | 石神 | 12 |
| | 第5部 | 押釜、高倉 | 10 |
| | 第6部 | 馬場 | 13 |
| | 第7部 | 大木戸一、大木戸二、牛越 | 9 |
| | 第8部 | 長野、北長野、北新田 | 10 |
| | 第9部 | 雲雀ヶ原一・二東・二西・三 | 11 |
| | | 分団計 | 95 |
| | | 小計 | 335 |
| | | 機能別団員計 | 25 |
| | | 団員合計 | 360 |

【総計】

| | 基本団員 | 機能別団員 | 各区計 |
|----|------|-------|-----|
| 小高 | 121 | 28 | 149 |
| 鹿島 | 227 | 98 | 325 |
| 原町 | 335 | 25 | 360 |
| 計 | 683 | 151 | 834 |
| 総計 | | 834 | |

第2章 課題と対応策の整理

【主な課題】

団員数の減少

団員の平均年齢上昇

勤務形態変化（勤め人化）

【対応策の柱】

活動しやすい
体制づくり

持続可能な消防団組織の構築

団員の確保

消防防災力の
維持・向上

【対応策の柱と主な取組】

●活動しやすい体制づくり

- 団員数減少と市の現状等を踏まえた分団・部の統合を引き続き推進
- 区域間応援体制の強化
- 行事や訓練の見直しによる団員負担の軽減
- ICT技術を活用した情報収集・伝達システムの活用

●消防力の維持・向上

- 幹部体制の見直しにより、指揮系統の整理と意思決定の迅速化
(併せて、重複していた会議を削減し幹部の負担を軽減)
- 本団機能の強化
- 機能別団員の活性化と連携強化

●団員の確保

- 事業所による「職域消防団」や、「学生消防団」等の制度導入を検討
- 団員負担の軽減（訓練や行事の簡素化等の見直し）
- SNS、消防団広報誌、イベント等の機会を活用し、若年層向け・移住者向け・家族向け等、対象を絞ったPR活動
- 地域や市内企業と連携した団員募集活動

第3章 持続可能な消防団組織構築のための対応策

1 活動しやすい体制づくり

(1) 団員数の減少見込みと市の現状等を踏まえた分団・部の統合

以下のとおり、今後の消防団員数の減少を見込んだうえで、合併及び東日本大震災等を経た南相馬市の現状に対応し、将来にわたり消防防災力を発揮できる消防団の体制を構築するため、条例定数を1,075人とし、分団・部の統合を進めながら、活動しやすい体制づくりを行います。

(1. 1) 条例定数見直しの方針等

本市消防団における条例定数は1,356人で、合併前の3市町の定数合計を引き継いでいますが、東日本大震災や少子高齢化の影響等により、合併以前と比較して、本市の人口や地域ごとの居住実態は大きく変化しているほか、団員数に係る条例定数と実団員数に乖離が生じています。

そのため、合併以降の本市の変化と、今後における本市の人口推移予測を踏まえ、適正な条例定数へと見直したうえで、将来にわたり消防防災力を発揮できる体制づくりを行う必要があります。

なお、この見直しは定数について行うものであり、実団員数を制限又は削減するものではなく、消防団の活動に影響が生じるものではありません。

また、今回行う条例定数の見直しは、将来における団員加入上限を定めるものではありません。今後、将来的に社会情勢が変化し人口が増加局面に転じた際には、消防需要も増大することが想定されることから、団員数が増加する状況にあっては、新たな実態に合わせた適正な条例定数へ増員する必要があります。

(1. 2) 団員数の基準

消防庁は「消防力の整備指針」において、消防団員数について、「地域の実情に応じて必要な数」と規定していますが、具体的な算出方法には特段の定めがありません。

(1. 3) 定数改正の考え方

他自治体における条例定数改正時の考え方としては、主として、団員の出動率等から求める方法と、車両等台数や部の数に必要人数を乗じて求める方法とが見受けられたことから、現状や必要性を踏まえて本市消防団が必要とする団員数について、次のとおり算定しました。

A) 災害対応能力からの算定

東日本大震災の際と同等の災害対応能力を維持することを目標とします。

大震災における本市の最大出動団員数は 645 人（平成 23 年 3 月 12 日）でした。

消防庁の「東日本大震災における消防団員の活動等に関する調査結果」によると、大震災の発生直後に活動できた団員は 61% であったことから、大規模災害時における一般の出動率として 6 割と見込み、次のとおり条例定数（案）を算定しました。

$$\text{●最大出動数 } 645 \text{ 人} \div \text{出動率 } 6 \text{ 割} = \text{条例定数 } 1,075 \text{ 人}$$

B) 火災対応能力からの算定

車両等を運用し、周囲の安全等も確認しながら消火活動を行うために必要な団員数について、小型ポンプ積載車は 1 台当り 4 人、より大型であるタンク車・ポンプ車は 1 台当り 5 人です。交代等を考慮すると、それぞれ 3 組以上の人員が確保できることが望ましいことを踏まえ、火災対応に必要な団員数を算定するものとしました。

なお、前項 A) で算定した条例定数 1,075 人との差分を大規模災害時や後方支援等に必要な人数として機能別団員数とし、次の表のとおり必要団員数をまとめました。

●見直し後の消防団員数（条例定数）（案）

| 項目 | 人数 |
|--------------------|---------------------------|
| 小型ポンプ積載車運用に要する団員数 | 54台×4人×3組＝ 648 人 |
| タンク車・ポンプ車運用に要する団員数 | 9台×5人×3組＝ 135 人 |
| 小計（正規団員数） | 783 人 |
| 機能別団員の数 | 大規模災害時対応等に要する人数（前述） 292 人 |
| 総計 | 1,075 人 |

（1. 4）区域間応援体制の強化と分団・部の統合

前記 第1章 3 (p. 9～) のとおり、東日本大震災に伴う避難や津波被災地の集団移転、行政区の閉区、人口減少などの要因によって、構成単位である部の団員数が減少したところでは、車両の運用や部自体の運営が困難になることに加え、毎回同じ団員が火災対応や各種活動に出動等をすることになり、残された団員への負担が増加するという問題が生じています。

そのため、消防団では、地域の実情に鑑み、分団・部を統合しながら、区域間の応援体制の強化を図り、広域的・全市的に火災等対応にあたる体制を推進しています。

引き続き、地元や団員の意向を踏まえ、団員数減少により活動ができない状況や特定の団員に過剰な負担がかかる状況の解消を図っていく必要があります。

なお、統合による機能集約は、組織充実を図るうえで有効である一方、管轄範囲が広がりすぎると地元との結びつきが薄れ、場合によっては「自分の地元ではない区域を守るのは自分でなくても良いのではないか」という意識が生まれ、活動意欲が弱まってしまうとの団員の声もあります。

統合に当たっては、地元行政区にも丁寧に説明を行い、十分な理解を得て進めていく必要があることから、地域ごとの実情を十分に踏まえ、慎重な協議と検討を重ねて進めていく必要があります。

●令和8年度時点及び将来の部の統合イメージ

| 区団 | 管轄地区 | 面積(km ²) | 住基人口 R6.9現在 | R7 | | | R8～統合イメージ | | |
|----|------|----------------------|----------------|------|-------|-----|-----------|-----------|----------------|
| | | | | 分団 | 分団団員数 | 部の数 | 分団 | R8 部の数 | R17(試算) 部の数 |
| 小高 | 中部 | 14.48 | 3,488 | 第1分団 | 35 | 4 | 第1分団 | 3 | 3 |
| | 西部 | 53.33 | 1,690 | 第2分団 | 38 | 4 | | | |
| | 東部 | 23.90 | 1,037 | 第3分団 | 32 | 3 | | | |
| | 小計 | 91.71 | 6,215 | | 105 | 11 | | | |
| 鹿島 | 鹿島 | 5.33 | 2,874 | 第1分団 | 29 | 3 | 第1分団 | 3 | 2 |
| | 真野 | 17.95 | 2,828 | 第2分団 | 57 | 5 | 第2分団 | 5 | 2 |
| | 八沢 | 17.08 | 1,222 | 第3分団 | 49 | 4 | 第3分団 | 4 | 2 |
| | 上真野 | 67.81 | 2,757 | 第4分団 | 78 | 9 | 第4分団 | 9 | 3 |
| | 小計 | 108.17 | 9,681 | | 213 | 21 | | 21 | 9 |
| 原町 | 原町 | 13.66 | 24,032 | 第1分団 | 26 | 3 | 第1分団 | 3 | 2 |
| | 太田 | 27.98 | 2,151 | 第2分団 | 41 | 4 | 第2分団 | 4 | 1 |
| | 大甕 | 18.15 | 2,588 | 第3分団 | 67 | 8 | 第3分団 | 8 | 3 |
| | 高平 | 19.02 | 2,567 | 第4分団 | 81 | 7 | 第4分団 | 6 | 4 |
| | 石神 | 119.89 | 8,777 | 第5分団 | 95 | 9 | 第5分団 | 9 | 4 |
| | 小計 | 198.7 | 40,115 | | 310 | 31 | | 30 | 14 |
| 合計 | | 398.58 | 56,011 | | 628 | 63 | | 54 | 26 |

※分団団員数 …… 本団所属者及び機能別団員を含まないため、合計は団員の総数
とは一致しない。

※部の数 …… 一般の部の数（ラッパ部・本部（本団）等を含まない）

※R17（試算） …… 将来における消防団員数の推計等を踏まえ統合のイメージとして
試算したものであり、実際の統合予定とは異なる場合がある。

●今後の統合の検討状況（参考）

【小高区団】

現在の3分団体制から、1分団3部体制へ変更予定

【鹿島区団】

| 分団 (現在の部体制) | 統合方針等 |
|----------------|-------------------------------------|
| 第一分団 (3部体制) | ◇当面は現状体制を維持する ◇数年後に機動部と第1部の統合を検討 |
| 第二分団 (4部体制) | ◇将来的に2部体制とすることを検討 |
| 第三分団 (4部体制) | ◇当面は現状体制を維持する ◇将来的に2部体制とすることを検討 |
| 第四分団 (8部体制) | ◇機動部の体制強化のため、近隣部での統合を検討 |

【原町区団】

| 分団 (現在の部体制) | 統合方針等 |
|----------------|---|
| 第一分団 (4部体制) | ◇統合を検討したが、当面統合予定なし |
| 第二分団 (4部体制) | ◇全ての部を統合し1部体制とすることを検討中 |
| 第三分団 (9部体制) | ◇当面は現状体制を維持する ◇将来的に隣接部を統合し、各部15名の3部体制を検討 |
| 第四分団 (7部体制) | ◇第1部を第2部に統合することを検討中 |
| 第五分団 (9部体制) | ◇当面は現状体制を維持する |

※消防団として検討中の案をまとめたものであり、実際の統合にあっては地元行政区等と協議しながら進めていくため、実際の統合予定とは異なる場合がある。

(2) 行事や訓練の見直しによる団員負担の軽減

消防庁の「消防団員の処遇等に関する検討会」では、若年層の加入のためには、「消防団活動は厳しく負担が重い」というイメージを払拭する必要があると報告されています。

本報告書を作成するまでの検討・協議等の経過においても、操法大会の負担軽減（希望チームのみの参加制や、上位の県大会の実施に合わせた隔年での市大会開催など）や、検閲式等各種行事の実施時間短縮等を先行して実施しています。

今後も不断の見直しを行い、各種行事及び訓練の簡素化や拘束時間短縮等を進め、団員負担の軽減を図ることで、現職団員の維持や消防団の魅力向上につなげていきます。

(3) ICT（情報通信技術）の活用による団員負担の軽減

消防団活動に伴う各種の連絡や火災・災害時における出動者の集計等、情報収集・伝達に係る団員の負担は、決して軽くないものでした。

これらの負担を軽減するため、南相馬市消防団では、令和5年から情報共有アプリ「オクレンジャー」を導入しました。各種連絡等の一斉配信のほか、出欠確認や照会への回答の取りまとめ等も行うことができ、情報共有等の円滑化が図られています。

今後、人事関係手続きをオンライン化し、団員の書類提出等の負担の軽減を図るなど、ICT（情報通信技術）を活用した取組について検討・推進していきます。

2 消防力の維持・向上

活動しやすく、消防力を効率的に発揮できる消防団組織を構築するため、次により体制強化等の取組を行います。

(1) 指揮系統の整理と意思決定の迅速化（副団長の役割の整理）

幹部の役割分担を整理し、指揮系統の整理と意思決定の迅速化を図ります。

【これまでの幹部体制】

これまでの組織体制では、団長（以下、「団長」）・副消防団長（以下、「副団長」）階級は、団長（兼区団長）1名、副団長（兼区団長）2名、副団長（兼副区団長）3名の6名体制により、団全体及び区団を統括・指揮しています。

消防団の重要事項等を協議する「幹部会」は、分団長階級以上の合計23名で実施する体制です。

また、「区団幹部会」を副分団長階級以上で実施し、区団における重要事項等の協議や情報共有等を行っています。

【新しい幹部体制】

令和8年度以降は、団長1名は、消防団全体の統括・指揮に専念し、副団長2名が団長を補佐して団の統括等を行います。

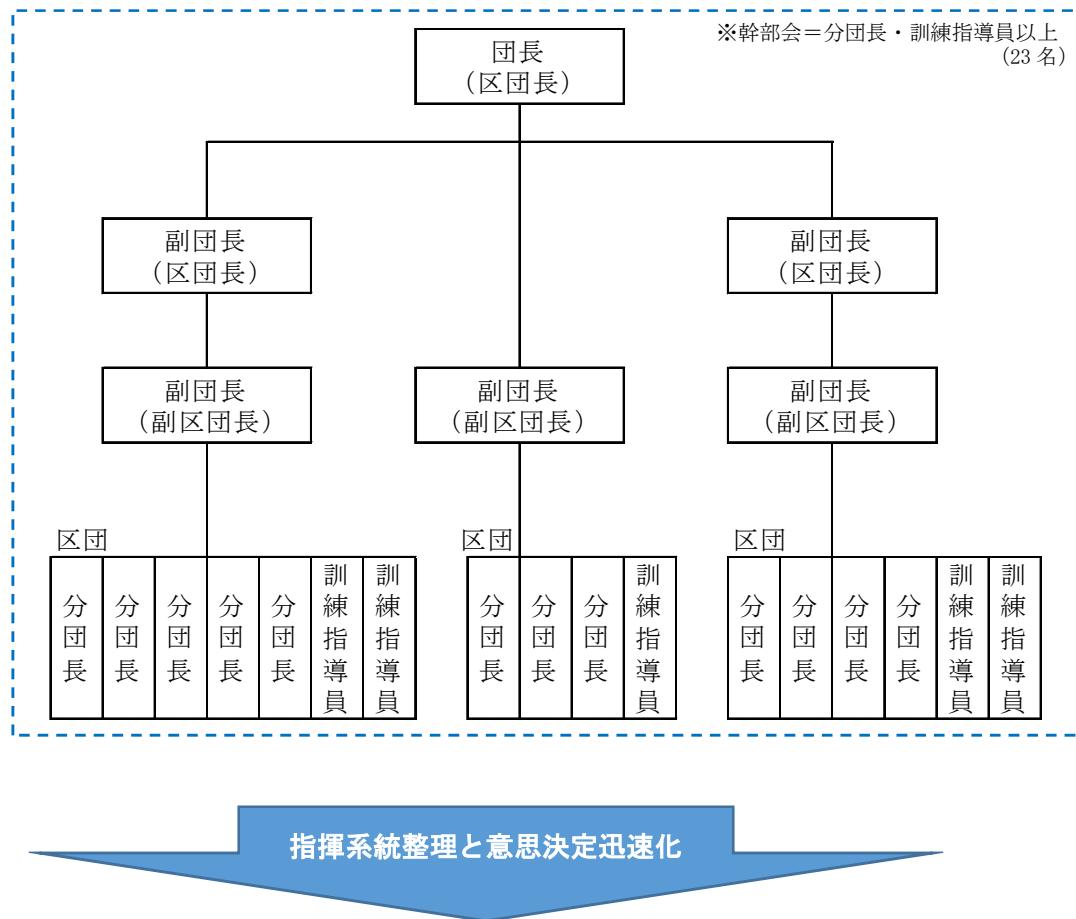
各区団の指揮は、区団長3名（各区団1名）が行います。区団長はこれまで団長・副団長として出席等をしていた、県や消防協会の会議・研修等には参加しないこととなり、負担を軽減（分担）します。

なお、区団長は、従前及び今後の副団長との業務負担が同等のものと見込み、退職報奨金等の格付は副団長階級とするものとします。

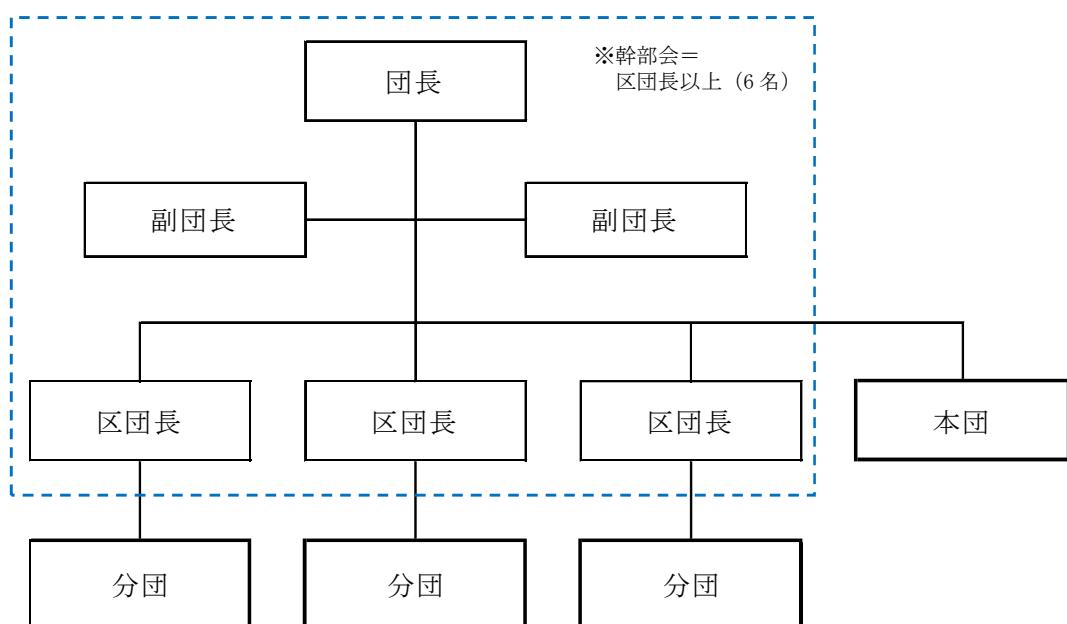
「幹部会」は23名での実施から団長・副団長・区団長の6名に改め、意思決定の迅速化と、分団長を含む幹部の負担軽減を図ります。

「幹部会」での決定事項等の分団長への情報共有や各分団からの意見集約等は「区団幹部会」により行うほか、消防団内で活用している情報共有アプリ「オクレンジャー」を積極的に活用することで、会議出席の負担を軽減しながら、情報共有や団内の連携等を維持していきます。

●これまでの幹部体制のイメージ



●新しい幹部体制のイメージ



【副団長階級の役割の整理】

副団長階級の役割等を次のとおり整理しました。

| | |
|-----|---|
| 変更前 | 団長（兼区団長）1名、副団長（兼区団長）2名、副団長（兼副区団長）2名により、団全体及び区団を統括・指揮。 |
| 変更後 | 団長1名、副団長2名により団全体を統括・指揮。 区団長3名が区団を統括・指揮。 |

なお、役割等の整理に伴い、副団長階級の職（副団長と区団長）にあっては、報酬年額について、以下のとおり、他自治体の例等を参考にしながら、新たな職務内容等との均衡を図る必要があります。

●階級・職名別の報酬等（変更前後の比較）

| 変更前 | | | 変更後（案） | | |
|-----------|-----------|---------|-----------|-------|---------|
| 階級 | 職 | 報酬（年額） | 階級 | 職 | 報酬（年額） |
| 副消防 団長 | 副消防団長兼区団長 | 240,000 | 副消防 団長 | 副消防団長 | 195,000 |
| | 副区団長 | 140,000 | | 区団長 | 170,000 |

●本市と状況が類似している県内他市の報酬（年額）との比較（参考）

| 市町村名 | 報酬（年額） | | 副団長 人数 | 支団長等 人数 |
|------|---------|---------|-----------|------------|
| | 副団長 | 支団長等 | | |
| 伊達市 | 228,000 | 160,000 | 2 | 5 |
| 田村市 | 198,000 | 179,000 | 2 | 5 |
| 二本松市 | 190,000 | 180,000 | 1 | 4 |
| 喜多方市 | 177,000 | 177,000 | 1 | 5 |
| 平均 | 198,250 | 174,000 | 1.5 | 4.75 |

※本市と状況が類似している県内他市（支団長等を副団長階級に置いており、本市と報酬額が近い市）と比較した表。

(2) 本団機能の強化

訓練指導員・ラッパ部等の本団機能については、各区団内に分散して配置していましたが、新たに消防団全体を統括する本団を配置することで、団全体に対して統一的な支援や訓練指導等を行える体制を整え、消防団活動の一体性をより高めるとともに、区団間の連携の強化を図ります。

【これまでの本団構成】

これまでの本団構成では、各区団内に本団（区団本団）があり、訓練指導員、ラッパ部員等が所属していました。

また、訓練指導員・副訓練指導員を総称して訓練部と呼称することはありましたが、組織上には明確に位置付けておりませんでした。

【新たな本団構成】

新たな本団構成では、消防団活動の一体性をより高めるとともに、区団間の連携を強化するため、団全体を統括する本団を配置します。

新たに庶務部、ドローン部、予防広報部を創設するとともに、訓練部、ラッパ部と合わせて本団を構成するものとします。

なお、火災・災害対応現場の弱体化を招かないよう、本団所属の団員は、必要に応じ、区団・分団・部等の所属と兼務が可能なものとします。

●本団各部の主な役割等

| 部門名 | 主な役割等（火災・災害対応等を除く） |
|------------|--|
| 庶務部 [新設] | 団全体に係る各種連絡調整、団の会計 |
| 訓練部 | 団全体に係る訓練方針の立案、訓練の指導、評価、安全管理、知識技能の伝達等 |
| ラッパ部 | 行事・式典におけるラッパ吹奏、団の規律維持と士気高揚を図る |
| ドローン部 [新設] | 火災対応・行方不明者捜索の際、必要に応じドローンを操作し、現場状況の把握等を行う |
| 予防広報部 [新設] | 広報活動（防火広報、消防団のPR、団員募集等）、行事の司会進行等 |

※組織図は p. 21 下段参照

【ラッパ部の役割と処遇の見直し】

ラッパ部員については、これまで、式典等におけるラッパ吹奏等を主な出動機会としており、その活動内容の違い等から、一般の団員よりも年額報酬を低く設定していました。

団員数が減少している中、地域防災力を確保する観点から、今後はラッパ部員を含めた全団員が火災・災害対応等でも活躍できるよう体制を見直すべきであること、また、団員確保の観点から処遇を改善すべきであることから、役割の見直しと合わせ、以下のとおり、団員間の報酬格差の解消を図ります。

●階級・職名別の報酬等（年額）

| 区分 | | 変更前の報酬 | 変更後の報酬（案） |
|----|-------|----------|-----------|
| 班長 | 班長 | 46,500 円 | 46,500 円 |
| | ラッパ班長 | 37,000 円 | |
| 団員 | 団員 | 36,500 円 | 36,500 円 |
| | ラッパ手 | 27,000 円 | |

※ラッパ班長・ラッパ手のほか、ラッパ部長があるが、従前から部長と同額（55,000 円）としている。

▼式典におけるラッパ吹奏



▼ドローン活用（行方不明者捜索）



(3) 機能別団員の活性化と連携強化

機能別団員は、主として、消防団員を3年以上経験し退団した方で、以下のような活動内容を行うため再入団した団員です。

体力の問題や仕事の都合で訓練などに参加できなくなってしまっても、無理のない範囲で活動できるメリットがあります。

[機能別団員の活動内容]

- ・防火広報活動（夜警等）
- ・他団体と連携したパトロール活動
- ・初期消火活動及び後方支援活動
- ・大規模災害時における消防団活動
- ・その他消防団長が特に必要と認める事務

機能別団員の制度は、本市においては平成28年12月から開始しました。

制度開始から10年目を迎えるにあたり、機能別団員各位の意向等を確認しながら、一般団員との連携強化と訓練参加等の推進を図り、活動を活性化していきます。

(4) 消防水利、設備、車両、車両資機材等の計画的整備

団員が減少する中でも迅速かつ適切に消火活動や災害対応等が行えるよう、消防水利、設備、車両、資機材等の整備を図ります。

限られた資源を有効に利用するため、部の統合等を踏まえ、既存設備、車両、資機材等を適切に所管替えするなどの手法も活用し、装備の適正配備と充実を図ります。

(5) 活動拠点（屯所）の集約等

消防屯所・車庫は、地域の防災・災害発生時の初動拠点として必要な施設であるため、今後も施設を維持していきます。

ただし、部の統合等に伴い、既存施設を活用しながら集約を検討していきます。

(6) 関係組織との連携強化

火災対策としては、火事を出さないことが最も肝要であるため、常備消防や女性防火クラブ（女性消防隊）と連携し、防火広報活動等に積極的に取組んでいく必要があります。

また、地域防災力の向上のためには、関係機関との密接な協力が不可欠であることから、消防団と関係機関（常備消防・女性防火クラブ・警察署・行政区・自主防災組織・防災士等）との連携強化を図ります。

(7) 定期的な訓練実施や消防学校での訓練受講等の推進

団員個々の知識・技能を向上させるため、消防団の主催等による定期的な訓練実施や、消防学校での訓練受講等を推進していきます。

また、消防団員は、その任務の性質上、火災や大規模災害等、危険な現場での活動を行うものであることから、団員自身の生命を守るため、安全教育も充実させていく必要があります。

▼分団実施の定期訓練



▼女性防火クラブと連携した
広報活動（防火パレード）



3 消防団員の確保

現役団員からの加入呼びかけのほか、地域や市内事業所等との連携を深め、団員募集に引き続き取組みます。

市内の人口が限られている中で消防団員を確保していくため、今後、事業所に係る職域消防団員や、学生消防団員等の制度導入を検討していきます。

なお、令和5年度から、広報担当の団員により、消防団広報誌の定期的な発行や、SNS (Instagram) 等を活用した若年層へのPRを実施しています。

また、団員の多くは勤め先を持つ被用者であり、円滑な活動のためには、職場と家族の理解が不可欠です。団員負担の軽減を図り、活動への理解を得やすい環境をつくりながら、消防団への理解促進等に係る広報活動も行っていく必要があります。

広報活動に当たっては、若年層向け・家族向け・移住者向け等、ターゲットを明確にし、有効性の向上を図っていきます。

●広報活動の例

▼SNS (Instagram)



▼広報誌発行



▼イベントでのPR



▼県と合同の企業訪問活動



第4章 スケジュール（案）

| 時期等 | 項目 |
|------------|---------------------------|
| R7年 7月17日 | 消防団組織等検討委員会（本報告書素案作成） |
| 7月24日 | 消防団幹部会（本報告書決定） |
| 11月6～7日 | 企画調整会議（パブリックコメント実施前） |
| 11月13～14日 | 庁議（パブリックコメント実施前） |
| 11月18～21日 | 地域協議会（パブリックコメント実施について） |
| 12月 | パブリックコメント実施 消防団長等推薦委員会 |
| R8年 1月8～9日 | 企画調整会議（パブリックコメント実施結果） |
| 1月26～27日 | 庁議（パブリックコメント実施結果） |
| 1月30日 | 法規審査会 |
| 3月 | 定例議会上程（条例等改正について） |
| 4月1日～ | 条例等施行 R8年度消防団人事案等反映 |
| 隨時 | 行政区と消防団との分団・部統合協議等 |
| 隨時 | 行政区長会等への方針報告 |

第5章 令和7年度南相馬市消防団組織等検討委員会委員名簿

| No. | 役職名 | 氏名 | 備考 |
|-----|------|-------|------------------|
| 1 | 委員長 | 片岡 芳廣 | 小高区団 本団 団長兼区団長 |
| 2 | 副委員長 | 佐藤 弘 | 鹿島区団 本団 副団長兼区団長 |
| 3 | 副委員長 | 藤田 代一 | 原町区団 本団 副団長兼区団長 |
| 4 | | 山際 一義 | 小高区団 本団 副団長兼副区団長 |
| 5 | | 伊佐見眞一 | 鹿島区団 本団 副団長兼副区団長 |
| 6 | | 高野 晃一 | 原町区団 本団 副団長兼副区団長 |
| 7 | | 佐藤 徳 | 小高区団 本団 分団長 |
| 8 | | 相良 秀一 | 鹿島区団 第三分団 分団長 |
| 9 | | 宍戸 健一 | 原町区団 第五分団 分団長 |
| 10 | | 小泉 英明 | 南相馬消防署長 |
| 11 | | 高橋 壱幸 | 南相馬消防署小高分署長 |
| 12 | | 草野健一郎 | 南相馬消防署鹿島分署長 |